

厚生常任委員会・予算決算特別委員会厚生分科会 会議記録

- 1 日 時 令和元年7月12日（金曜日）
午前10時00分 開会
午後 2時18分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 宮本委員長(分科会長)、笹岡副委員長(副分科会長)
山本芳男委員、斉藤委員、大森委員、鈴木宏治委員、清水委員
北川委員、松崎委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 書記 朝日恵美子、三輪紗恵子
- 6 説明員 (安全環境部)
部長、危機対策監、副部長、副部長(県民安全)、
副部長(防災対策)、副部長(循環社会推進)、県民安全課長、
危機対策・防災課長、原子力安全対策課長、環境政策課長、
自然環境課長、廃炉・新電源対策室長
(健康福祉部)
部長、副部長、副部長(障がい福祉)、地域福祉課長、
長寿福祉課長、健康政策課長、子ども家庭課長、地域医療課長、
保健予防課長、医薬食品・衛生課長、人権室長、
県立病院経営室長
- 7 厚生常任委員会の経過及び結果
(1)会議に付した事件
 - ・ 付託案件（請願1件）
 - ・ 所管事務調査
(2)会議の概要 今回付託を受けた請願1件及び所管事務について、安全環境部及び健康福祉部の順に審査を行った。
その結果、請願1件については、本委員会請願・陳情審査報告書(別添)のとおり決定した。
以下、審査の過程における主な発言は、別添のとおりである。
- 8 予算決算特別委員会厚生分科会の経過及び結果
(1) 会議に付した事件

- ・ 付託案件のうち本分科会所管分（議案 1 件）

（2）会議の概要　　今回付託を受けた予算議案のうち本分科会所管分の議案 1 件について、安全環境部の審査を行った。

その結果、議案 1 件については、本分科会審査報告書（別添）のとおり決定した。

以下、審査の過程における主な発言は、別添のとおりである。

安全環境部関係

○宮本委員長(分科会長) 　ただいまから厚生常任委員会及び予算決算特別委員会厚生分科会を開会する。

　議会運営要綱第26条第2項の規定により、パソコン等を使用する委員は審査の妨げにならないよう、節度を持ち、適切に使用願う。

　あわせて、同規定により、説明者及び説明補助者にはパソコン等の使用が認められていないので、留意を願う。

　本日の傍聴人は8名であるので、了承願う。

　傍聴される方は、スマートフォンなどの電源を切るなど、さきにお知らせした留意事項を守って、傍聴願う。

　本日の審査は、初めに安全環境部、次に健康福祉部の順序で行う。

　また、本常任委員会に付託された案件及び予算決算特別委員会に付託された案件のうち、本分科会の所管分については、その一覧をお手元に配付しておいたので、ごらん願う。

　なお、質疑及び答弁は簡潔に行っていただくようお願いする。

　これより、安全環境部関係の審査に入る。

　まず、最初であるので、理事者の自己紹介をお願いする。

〔理事者自己紹介〕

○宮本委員長(分科会長) 　それでは、厚生常任委員会における所管事務の調査及び予算決算特別委員会に付託された予算議案のうち、第42号議案の安全環境部関係分を議題とする。

　まず、理事者より議案の説明を求める。なお、特に報告すべき事項などがあれば、あわせて報告をお願いする。

○安全環境部長 　本常任委員会及び予算決算特別委員会に付託されている安全環境部関係の議案は、安全環境部関係の予算議案であり、その内容については、さきの全員協議会で説明申し上げたとおりであるので、よろしく願いをする。

　安全環境部の報告事項について申し上げます。

　まず、原子力行政について申し上げます。

　原子力政策については、廃炉や40年超運転、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の処分など、さまざまな課題がある。知事は、副知事時代を含め、福井県の原子力に携わってきた経験から、県民の安全確保が何よりも最優先という大きな方針のもと、これらの課題に対応していくこととしている。

　5月29日には、まず発電所の現場確認が重要ということで、知事は稼働中の大飯発電所を視察している。また先月上旬には、関西電力、日本原電、原子力機構のトップと面談し、常に緊張感を持って、廃炉作業を含めた原子力発電所の安全確保に万全を期すよう求めたところである。

エネルギー政策は、国の根幹となる政策の一つであり、先月25日には、国に対し、原子力発電所に対する国民理解の促進や使用済燃料の中間貯蔵施設など、国が責任を持って取り組むよう要請したところである。また、「もんじゅ」については、国が原子力機構をしっかりと指導・監督し、廃止措置作業が着実に進められるよう強く求めたところである。

さらに、今月1日には、国の総合資源エネルギー調査会に知事が出席し、2030年の原子力比率を達成するための明確な道筋を早く示すよう提言を行ったところである。

次に、原子力防災対策について申し上げます。

今年度の原子力総合防災訓練については、関西電力美浜発電所を対象に、8月30日、31日に実施を予定している。

訓練内容の詳細については、現在、関係機関と調整中であるが、事故制圧訓練と連動した災害対策本部運営訓練や、避難住民への情報提供の充実など、昨年実施した訓練での課題に対応した内容にしていきたいと考えている。

また、今回は、嶺南に加えて、5～30キロのUPZ圏に含まれる嶺北地域の越前市、南越前町、越前町の住民も新たに避難訓練に参加することから、避難手順の確認などを行い、原子力防災への意識を高めていく。

次に、防災対策について申し上げます。

昨年の西日本豪雨を受け、本年3月、国は「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民がとるべき行動を直感的に理解できるよう、防災情報に5段階の警戒レベルを導入したところである。

警戒レベルの内容については、5月31日に風水害対策会議を開催し、市町、消防など関係機関と協力して、県民の皆様にも周知を進めているところであり、国に対してもガイドラインの内容をわかりやすく住民にも周知することを求めている。

今後、警戒レベルを含めた災害に関するさまざまな情報を一元化し、わかりやすく情報提供できるよう災害情報ホームページを改修し、県民、市町と情報を共有して、迅速かつ適切な避難行動につなげていく。

次に、環境行政について申し上げます。

コウノトリについては、6月に坂井市で生まれた野外の4羽のヒナが順調に成長しており、7月下旬にも巣立ちの時期を迎える。今後とも、地域の方々と一緒にコウノトリが生息できる豊かな自然の再生を進めていく。

年縞博物館については、昨年9月のオープン以来、来館者は4万8,000人を超えている。8月からは年縞研究から解き明かされた古代の気候変動が、エジプト文明に与えた影響などを紹介する特別企画展を開催し、ツタンカーメンの黄金マスクのレプリカも展示するなど、さらなる魅力の向上につなげていく。

地球温暖化対策については、家庭における消費電力を抑えるため、公共施設や店舗におけるクールシェアをあすから実施をするとともに、昨年度に引き続き、季節のテーマに沿った省エネ活動を行う「エコチャレふくい」を進めていく。また、新たにエコクッキング教室や省エネボードゲームの開発など、主婦や若者を対象とした省エネ活動を推進していく。

ごみの減量化や資源化については、近年大きな問題となっているプラスチック廃棄物の削減のため、マイボトル対応の店舗のマップ化、マイバッグ配布などによるポイ

捨ての防止の啓発を行うとともに、クリーンアップふくい大作戦において、河川敷や海岸におけるプラスチックごみの回収を行うなど、海洋への流出を阻止するプラスチック・スマートキャンペーンを推進する。

廃棄物・リサイクル産業については、廃棄物処理業者が焼却施設の余熱の利活用などにより、地域貢献を行うための施設整備費の一部を補助することにより、廃棄物処理業のイメージアップと理解促進を図り、県内での廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進していく。

「おいしいふくい食べきり運動」については、女性団体と協力して、人数に応じた食材の購入や残った料理の活用レシピなどを「食べきり実践手帳」として家庭に配布し、食べきり運動の実践を促していく。

次に、安全で安心な地域社会づくりについて申し上げる。

子供を犯罪から守るため、これまでのPTAや地域住民による見守り活動に加え、ドライブレコーダーを活用した見守り活動を県内に広げるとともに、自治会等による防犯カメラの設置を支援し、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域づくりを推進していく。

次に、交通安全対策について申し上げる。

7月10日までの交通事故発生状況については、人身事故件数、負傷者数は、前年同期に比べて減少している。一方、死者数は17人で2人増加しており、このうち高齢者が9人と5割を超えている。

高齢運転者の交通事故防止に向け、運転に不安のある高齢者に対し免許の自主返納を促すとともに、免許返納に踏み切れない高齢者に対し、みずからの運転する時間帯、あるいは場所を限定することを宣言していただき安全運転を進めていきたいと考えている。さらに、この限定運転に取り組む高齢者を対象に、自家用車への後づけ安全装置の設置を支援し、高齢者による交通事故が起きにくい環境整備に取り組んでいきたいと考えている。

報告事項は以上である。よろしく願います。

○宮本委員長(分科会長) 説明は終わった。

審査は分科会、続いて、委員会の順序で行うので、了承願う。

○宮本分科会長 まず、予算決算特別委員会厚生分科会の審査に入る。

予算議案のうち、第42号議案の安全環境部関係分について、各委員より発言をお願いする。

○北川委員 2ページにある新規事業、安全で安心な地域社会づくり事業で防犯カメラの設置を支援とあるけれども、もう少し詳しいことを知りたいと思う。1台設置に必要な額、それから大まかな目安となる数、そのあたりを教えていただきたいと思う。

○県民安全課長 防犯カメラについては、小学校区などの自治会を対象に補助するものである。県が市町に補助をし、市町と合わせて自治会を補助することを考えてい

る。県は1台当たり5万円を限度とした補助をし、県が5万円、市町5万円ということで、台数的には、今年度予算として大体30台くらいを計上している。

○北川委員 5万円補助で、資料によると3分の1と3分の1である。ということは1台設置するのに、実費としては15万円ぐらいということか。

○県民安全課長 15万円を想定している。

○北川委員 結局、自治会の自主財源が3分の1必要になってくる。ということになると、一番懸念されるのは、自治会の中にも、かなり潤沢な自治会と、そうでない自治会というのがあると思うのだけれども、この方式でずっと続けていくと、ある程度潤沢な自治会は、安全が担保されていく。ただ、財源を持っていない自治会は、言い方は悪いが、蚊帳の外に置かれるという不安が少し出てくるわけであるけれども、その点に対しては、今後どのような対応をとっていくつもりなのか。

○県民安全課長 今回、市町も負担をいただき、犯罪が起きにくいまちづくりを自治会と市町の方でつくっていただくため、それを県のほうで応援していきたいと、そういうスキームで考えている。また、他県の例でも、ほぼ市町に補助するというのをやっているのだから、そういう形でさせてもらった。

○清水委員 防犯カメラの設置の件だけれども、補助制度ができたのはよかったと思う。市町3分の1、県3分の1で、どうしても市町の協力が必要だと思うのだけれども、今どういった状況なのか。

○県民安全課長 市町の方とも昨年からいろいろお話をさせてもらっていて、本年9月補正で対応していただくところが2市で、あとは、来年度にやりたいということを知っている。

○清水委員 こういうのは、どうしても市町の協力が必要だと思う。ほかの県では、市町がやっていないところは、県が半分補助することもやっているのだけれども、そういうことは考えていないのか。

○県民安全課長 今のところは、先ほど申し上げたとおり、犯罪の起きにくいまちづくりを市町と自治会のほうで相談して、つくっていただきたいと考えている。確かに全国で、そういうところもあるのかもしれないが、市町と県で自治会を応援する形でやりたいと思っている。

○清水委員 ぜひ、市町と連携して、防犯カメラの設置をよろしく願います。

○安全環境部長 今ほど課長からもお話しさせていただいたが、これを制度化するに当たって、市町とも、よく相談させていただいた。それと、今までお話があったよ

うに、やはり防犯カメラを設置するということで、地元の方の理解というのも非常に重要で、場合によっては、プライバシーの問題もある。地元と非常につながりの深い市町と自治会とで、よく話し合っていて、さらに、警察のほうにも相談いただいて、当然、公共施設に設置している場合もあるだろうし、周りの商店街とかコンビニである場合もあるだろうし、その地域全体の中で、どこが足りないのか、どこを自治会が担っていくのかというようなことをしっかり相談いただきながら、それを県として応援をしていきたいということである。

○山本(芳)委員 2ページの下段、高齢運転者交通事故防止事業だけれども、いつものように免許証の自主返納を呼びかける、促すということではなく、もう少し県として規則とか、決まりとか、方針とか、そういうものを何かつくれないかなと思っている。全国的にはどういう様子かわからないが、福井県独自の何かいい呼びかけの方針を立てたほうがいいのではないかと思っているのだけれども、その辺について、お考えあったらお聞きしたい。

○県民安全課長 高齢者運転の自主返納については、全国でも本県のように、免許返納サポート制度というのをしているのが多く見られる。その他の事例は、余りないと思う。

今回、新たな取り組みとして、高齢運転者に自主返納を呼びかけるが、どうしても自主返納できない、免許返納に踏み切れない方に対して、例えば、夜は運転しないとか、通学時間帯は運転しないとか、雨の日は運転しないとか、家の近くしか運転しないといったことを宣言していただくことを、始めたいと思っている。その方に対して、ブレーキとアクセルの踏み間違いに対する安全装置設置の補助を行っていきたくと考えている。

○山本(芳)委員 いろいろサポートしていただいているのだけれども、先ほど答弁の中で、夜とか通学時間のときは運転しないとあったが、そういう福井県としての方針、こういう方針を貫いていくというようなことを県民にお知らせする方法があればいいのではないかと思っている。

○安全環境部長 大きな枠組みとして、規制の部分というのは、今、国でいろいろ検討している。例えば、限定運転免許というような形で規制をするのかしないのか、選択制にするのかどうなのかとか、いろんな議論がある。それと、車自体の制度について言うと、来年度以降だと思うが、こういう安全装置自体の設置を新車に義務づけるとか、そういう大きな枠組みの議論が国の中で進んでいる。その中で我々として、どういうことができるだろうかという議論をして、なかなか警察とは違って、こうしろと規制することはできないので、今言ったように、時間帯を限定するとか、あるいは、行く場所を限定していただくとか、そういうものを宣言していただく。何か罰則があるわけではないが、例えば、通勤・通学時間帯に運転をしなければ、そのときに悲惨な事故は起こらないということである。さらに、そういう宣言をしていただいた場合にも、やはり運転は続けられる。新車の購入と言われても、なかなか難しい

だろうということで、後づけ安全装置の設置支援により安全性を高めていただこうと今回、こういった枠組みでやらせていただこうと提案させていただいている。

○大森委員　高齢者のこの問題について、なかなか免許返納できない、返納したいけれども、生活できなくなってしまうということもあるので、こういうことは制度的には、いいなと思っている。ただ、後づけではなく、新車で最初から装置がついてると幾らか高くなる。高齢者の方は、もうあんまり乗らないということで、案外いい車を買わないのである。装置がついていないものも売っており、新車できちっとそういうものがついたものだと高くなる。今後も含めてだけれども、そういう新車を買う場合の補助金というのは考えていないのか。

○安全環境部長　今ほど言ったように、新車の安全装置の設置が義務化されてしまうと、全てのものにつくということである。例えば、ことし、それをしてもあと半年ぐらいというもの、いかがなものかなど。義務化されると、全部の車につくということなので、逆に言うと、新車を買ったら、もう安全装置がついている。

ただ、今言ったみたいに、なかなか新車には手が出ないというところは、車を買うサイクルが回ってくるまでに、ある程度時間がかかるので、昔ながらの車を持っている場合には、そういう安全装置をつけるというのが我々としては一番、効果的かなということさせていただいた。

○大森委員　できれば新車を買うのを促進するという意味も含めて、そういう車を買った場合には多少なりとも補助金をつけるみたいなことも考えていったほうが、促進につながるのではないか。後づけだと結構かかるのではないのか。1台幾らかかるのか。

○安全環境部長　今のところ6万円ぐらいかなと。今回、国のほうもメーカーに、この後づけをどうやってつくるのか計画を出すよう言っているので、いろんなタイプのもが出てくるのかなとは思っている。高いものでいうと、20万円ぐらいのものもある。この幅が非常にあるが、安いので3万円台ぐらいからで、今は6万円ぐらいまでかなと思う。ただ、それも今、ああいう事故があってから引き合いというのだろうか、それが多くて、なかなか在庫がないという状況であるという話は聞いている。

○大森委員　そういうことで誤作動やら起きないように、できれば新車の購入のときにも多少の補助金をつけることも含めて、お考えいただいたほうが、より安全になるのではないかなと思うので、検討いただきたい。

○宮本分科会長　ほかにないか。

○北川委員　11ページの年縞博物館であるが、新しい事業が計画されている。年縞博物館は、学芸員を中心に運営されていると思うのだけれども、職員の数を確認させていただきたい。

○自然環境課長 年縞博物館の職員の数は、類似する自然保護センターとか、海浜自然センターとか、そういった施設の規模等勘案して決めていっている。現在、職員は合計で9名となっている。そのうち、学芸員が2名いて、残りは事務員4名と嘱託2名、それから特別館長といった構成になっている。

○北川委員 年縞博物館もかなり人気も出てきて、今度また、こういう新しい企画が生まれてくると、かなり来館者もふえてくると思う。学芸員であるから、研究、維持管理という仕事が使命だと思うけれども、それにサイエンスカフェの開催は別かもしれないが、ここに出てくる解説書の作成、お客さんに対する案内という業務が加わってきて、人的にかなり厳しくなってくると思うのだけれども、人的な拡充とか加配というものは考えていないのか。

○自然環境課長 現在のところ、お客さんが4万8,000人ほど来ている。ゴールデンウィークなど非常に多いときだと1日500人、一方で平日だと100人とか、それを切る人数ぐらいが来るというような状況である。

これらを回していくときに、なるべく職員の効率的な運用をしたいというのもあるので、例えば、受付の案内のところは外部委託したり、それから繁忙期は、同じ建物に里山里海湖研究所が入っていて、そちらの職員から応援を頼むといった形で、融通することで対応している。

今後、お客さんの入りぐあいであるとか、業務の増加ぐあいを見ながら、そのあたりは検討していきたいと思っている。

○北川委員 ゴールデンウィークの様子を見聞きすると、大変な状態だということも聞いているので、ぜひ今おっしゃったことに常に目を向けて、よろしくお願ひしたいと思う。

○宮本分科会長 ほかに発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本分科会長 ないようであるので、第42号議案についての審査は終結する。

○宮本委員長 次に、厚生常任委員会の審査に入る。

安全環境部関係の所管事務について、各委員より発言をお願いします。

○大森委員 廃棄物・リサイクル産業について、お尋ねしたいと思う。

廃棄物処理業者が設備を新しくするとき、手続上、新設のときと同じように、非常に難しい書類や、周辺環境も含めて合意書をつくっていくというような作業があり、なかなか新しい設備にも更新できない。より環境負荷を少なくするような施設や効率のいいものをつくりたいのだけれども、更新の際も、新たな施設をつくるぐらい膨大

な資料をつくらないといけないので、そこに手間取ってしまって、なかなか設備更新というか、いいものをつくっていけないという状況をお聞きする。この辺について、県として環境負荷の少ない、いいリサイクル設備をつくるということに何とか協力してあげて、制度を少し緩和するとか、書類を簡便化する方法というのは、考えられないのだろうか。

今ここに、焼却施設の余熱の利活用により地域貢献を行うための施設整備に一部補助すると書いてあるけれども、現状について、お知らせいただきたい。

○副部長(循環社会推進) 産業廃棄物の施設というのは、非常に重要な施設だと考えているが、一般的には、ちょっと迷惑施設というような認識がまだ強いので、そこら辺を少しでも解消していくということで、今回、予算に上げさせていただいた。やはり立地には、地元の方の理解というのが必要で、そこが一番ネックになるところかなと考えている。これまで産業廃棄物処理業者も地域に対して、いろいろ貢献されているが、もっと目に見える形ですということ、見学会を開催して県民の方に必要な施設というのを理解いただくとともに、余熱の利用とかで地域に貢献されるときには県も支援して、地域等の理解が進むよう、やっていきたいと考えている。

○大森委員 確かに、こういうことも大事だと思うのだけれども、今より悪くなるのではないかという県民意識をどう覆すかというのは、県も相当一生懸命やっていたかかないといけない。廃棄物処理設備のリニューアルや耐震補強もやっていかなければならない。そこら辺を急がないと、今後そのバランスが崩れて、廃棄物の不法投棄が起きるのではないかという危惧があるわけである。

産廃業者は、やる気がないというのではなくて、一生懸命やって対応したいのだけれども、そこに時間がかかっている。県も努力はしているのだけれども、しっかりこの辺、バランスとってやっていかないと、逆に、どんどん廃棄物があふれてしまうという状況が起りかねない。

プラスチックの問題では、輸出ができないのであふれて、私も見に行ったけど、港にたまっていたりする。倉庫の中へいっぱい入れて置いてあるということも聞いているので、ぜひ業界に協力をして、促進できるような仕組みと地域住民との融和ということに、より努力していただけたらと思うが、どうか。

○副部長(循環社会推進) 産廃業界の団体とも意見交換をさせていただいていて、その中でいろいろ聞いているので、できることは進めていきたいと考えている。今後意見交換を通じて、より理解が進むような形を考えていきたいと思っている。

○大森委員 部長、何かこの件について、コメントをお願いします。

○安全環境部長 今ほど副部長からお話しさせていただいたけれども、今回こういう予算を出したというのは、今までちょっとなかったことかなと思っている。

静脈産業という言い方をされるけれども、人間が生活していく上で、それから産業活動をする上で必ず、廃棄物というのが出てくるものである。今おっしゃったように、

いろんな環境配慮型の新たな設備を導入していくことになると、どうしても規模自体が大きくなっていくこともある。

それから、地元の方の環境に対する意識というのも、非常に高まりを見せているところもある。やはりその辺をしっかりと地元の方にもわかっていただくという意味では、開かれた業界というか、そういったところのイメージを変えていかないといけない。何か困んであって、何してるのかよくわからないというイメージを払拭していく必要があるのかなということで、こういった形で支援もやらせていただく。さらに、一般の方に実際の現場で、こういう処理をして、こういう環境への配慮もしているということを見ていただくというのも大事なのかなということで、そういったことも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

○大森委員　ぜひ県も一緒になって、バランスをとるように、ひとつ業界の応援をお願いしたいと思う。

○宮本委員長　ほかにないか。

まだ発言されていない方もいらっしゃると思うので、積極的な参加をお願いします。

○松崎委員　原子力防災対策についてだけでも、地元の一地域では、基幹道路が一つしかない。地域独自の調査をしたところ、地域の車の台数から考えると、何十キロという渋滞が起こるといふふうに出ているのだけれども、県のほうで、避難場所の車の台数とかを考えた調査というのはしているのだろうか。

○危機対策・防災課長　平成26年に、台数も踏まえた避難時間のシミュレーションを実施している。ただ、ちょっと今、手元にそのデータがないので、後ほどお示しさせていただきますらと思う。

○松崎委員　この場所の道路環境もいろいろあるので、一概に安全環境部だけでは言えないのだけれども、その地域独自の意見というのも、ちゃんとあると思うので、そのあたりも意見交換しながら確認していただきたいなと思う。よろしく願います。

○危機対策監　私どもの避難計画の中では、車両による避難を基本とさせていただいている。道路の整備状況にもよるが、平成26年に県外の避難場所に行くまでに、どのぐらいかかるかということシミュレーションさせていただいている。当然、そのときには各市町のほうとも、いろいろ情報交換させていただきながら出させていたっている。その後、舞鶴若狭自動車道が開通したり、いろんなことで道路もバイパスがつくられたりして、いろいろ改善されている部分もあろうかと思う。

ハード整備については、土木部が所管としてやることになると思うけれども、私どもとしては、住民の方が避難場所まで、どのようにして避難していただくかということを中心に考えて、どんな対策が必要かということをしっかり市町と意見交換しながら、対応していきたいと思っている。

○山本(芳)委員 原子力行政について、ことし2月の常任委員会の部長報告にあった使用済燃料の県外立地のことでお伺いしたい。部長報告の中で、昨年12月26日、昨年という平成30年のことだと思うが、関西電力の岩根社長から、進展の手応えは感じているが、今後の取り組みの支障となるため、現時点において具体的な地点を示すことは控えたいとの説明があったとある。今、原子力行政の中でも一番大事になってきているのが、この使用済燃料の問題だと思うが、ちっとも進展が見えてこない。福井県は原子力発電所を15基抱えていて、日本は50基と聞いている。その約3分の1を占めている福井県において、これは国策であるから、当然こういう問題は、国に申すべきことは申していかないといけないと思うが、今どういうお気持ちで、手応えとかがあるのかないのか、そういう点をお聞きしたい。

○廃炉・新電源対策室長 6月7日であるけれども、関西電力の岩根社長と杉本知事が面談をして、その際、岩根社長からは2020年を念頭に、できるだけ早い時期に、具体的な地点を示せるよう全力で取り組むと言われている。また、自分が先頭に立って、しっかりやっていくという決意を改めて示されているところである。

○山本(芳)委員 非常にいいことである。2020年に報告があるということで、進展が少しあるのかなと期待しているが、やはり国に対して、言うべきことはきちっと言ってもらわないと困るし、また、関西電力に対しても知事から厳しく言っていただきたいという気持ちでいる。

○安全環境部長 杉本知事になってからも、先月、国に対し、使用済燃料の県外立地については、一事業者だけでは、なかなか対応できない部分があるので、国としても積極的に対応いただきたいということを申し上げているし、私のほうからも、いろんな廃炉の報告の際にも、直接向こうの担当の者にお話もしているし、これからも積極的に、国や事業者に対して求めていきたいと考えている。

○山本(芳)委員 よくわかった。いい方向に行っているということである。国に対して、これからも厳しく追及、また申し上げていただきたいと思う。

○大森委員 「おいしいふくい食べきり運動」について、お尋ねする。実は、うちの家内もこれを一生懸命やっているのだけれども、むなしいというか、今、家庭での食べきりは、この運動である程度やっていて、女性団体もいろいろ活動しているけれども、これだけの外食産業ができて、少しコンビニも変わってきて、割引して売するような仕組み、賞味期限と消費期限の問題と少しはやってきてはいるけれども、いわゆる残飯というか、こういう処理の状況は、女性団体の活動だけでは、とても行き届かないという意見を伺うわけである。出てくるものの流れ、その後、飼料に使うとかいろいろ動きが出ているのだろうけれども、この辺の無駄をなくすように、行政から業界団体に対して指導を進めていかないと、単身世帯も多いし、家庭では余り御飯を食べなくなっているような状況がある。ここら辺の指導をどのようにやっていくか、今、取り組んでいることをお尋ねするとともに、今後どうやっていくかお伺いしたいと思

う。

○副部長(循環社会推進) 今、委員がおっしゃったように、うちの県としては、「食べきり運動」を進めることによって、食べられないで捨てられるものを減らしていくとか、あるいは、冷蔵庫の中で使えなくなっているものの廃棄を少なくするとか、そういった運動をこれまでもずっとしてきて、食品ロスを少なくするというのがまず1点だと思う。それと、出たものについて、リサイクル等の活用をするということも、次の1点だと思っている。こちらについては、食品リサイクル法の中で、農林水産物関係の肥料に使うといったことについて、国が業者に指導して進めている。

それと、5月の終わりに、食品ロス削減推進法が新たに制定されたので、これによって、国も自治体もいろいろな施策を打たなければいけない。あるいは、事業者も積極的に取り組まなければいけないということが定められた。国も自治体もしていかなければならないということで、さらに、「食べきり運動」も進めていく。そういった意識は、大分浸透はしてきているけれども、今回、実践のほうをしていただく予算も上げさせていただいたので、県民とか事業者の皆さんの実践をさらに進めていくよう支援していきたいと考えている。

○大森委員 具体的な予算づけも含めて、今、あんまり予算の中には入っていない。婦人団体ではないところでも、食品リサイクル法に基づく具体的な活動をぜひ始めていただきたい。どれぐらいのロスが出ているのか、その流れを把握していかないと、外食産業もふえているし、出てくるごみの流れも、結局は生活ごみと一緒に流している部分もある。見ていると相当、出てるなと感じているので、ぜひとも早くに福井らしい対策を具体的にとっていただきたいと思う。

物価も下がっていないし、冷蔵庫の中はいろいろ少なくなっても、そういうふうに出てくるごみのことは、ざるみたいになってしまわないように、ぜひお願いしたいと思う。

○安全環境部長 今ほどの予算を出させていただいているのは、どちらかというと家庭側のお話で、委員がおっしゃっているのは、提供する側のお話の部分が大きいかなと思う。そういう意味では、本県の場合は、食べきりの先進的な県であるので、この「食べきり運動」の全国組織というのをつくっている。その中で、本県が中心になって、いろいろやっているのであるが、提供する側でいうと、今言ったみたいなコンビニであるとか、レストランであるとか、ああいうところの全国的な組織というのが非常に大きい。そういうことで全国組織の中で、そういう業界団体と、食べきりというか、無駄なものを出さないということで、全国組織としていろいろお話をさせていただくこともさせていただいているし、これからはしていこうと思っている。

あと県内では、いろんなスーパーであるとか食品を提供するお店があると思うが、提供する側として、なるべくロスを出さないように、小分けで売っていただくとか、あるいは、実際に宴会をやる場合でも、リクエストをちゃんと聞いていただいて、食べるものだけを提供していくとか、そういった取り組みもやらせていただいて、大きく、あるいは、オールジャパンで業界団体とやることはやると、そんな形で進めてい

きたいと思っている。

○大森委員 福井らしいやり方で、進んでいる部分をブラッシュアップして進めていただきたいと思う。お願いします。

○北川委員 今の食べきり、食品ロスの問題なのだけれども、大人に対して実践を進めていく、それも大事なことだと思うのだけれども、子供たちには、どんな形で、今の現状が伝わっているのか。毎日、何万トンもの廃棄する食品が出てくる一方で、飢餓人口が何万人もいるという、そういうグローバルな視点でも、現状をしっかり伝えていくということも大事だと思う。それをまた何かカリキュラムに入れるとすると、いろんな負担が大きくなるので、学校の教育という場で、これがどんなふうに使われているのか把握はされているのかどうか、そのあたりだけ、お聞きしておこうと思う。

○副部長(循環社会推進) 今、委員がおっしゃられたことについては、食育のほうでも食べきりを伝えていて、農林水産部で計画をつくっているのだけれども、その中でも、そういったことを伝えて、食品ロスを減らしていくことを進めている。

それと、こちらのサイドとしては、連合婦人会が保育園を訪問して、子供たちに劇とかダンスなどを通じて、園児に食べきりの大事さを伝えることによって、また、その保護者にも伝わっていくといったような活動をさせていただいている。

○北川委員 そういう視点も持って臨んでいただきたい。やはり実践、プラス、心というか魂入れていく、その部分も大事だと思うので、ぜひお願いします。

○笹岡委員 廃プラスチックの問題である。大阪のG20で合意もしたし、バーゼル条約も改正されて、この問題が非常に喫緊の問題になってきたということで、国も議長国として真剣に取り組まざるを得ないだろうと、今後は、そのような見通しが立っているかと思う。それが福井県にとって、どのように影響するのか。福井県が何をやっていかなきゃいけないのかということを皆さんも真剣に考えられて、今回、いろんな施策を出されているというふうにお見受けする。

基本的には、もともと5ミリ以下のマイクロプラスチックが、海洋生物に悪影響を及ぼす。それが、ひいては人体にも影響するだろうと。当然、生態系全体に影響して、環境を悪化させることを防止するために、こういった条約の改正であるとか、合意がなされたわけであるけれども、現在、日本全国のプラスチックごみの量は、年間約900万トンと言われている。福井県は15万トンというふうに聞いているのだけれども、今までプラスチックごみの70%は焼却されていて、25%が海外に輸出されていたと。特に大口の中国なんかによく輸出されていたけれども、中国は輸入禁止という措置を一昨年打ち出して、その分が浮いてきてしまい、国内に滞留せざるを得ない。大体、毎年100万トンずつ滞留していく計算になると聞いているのだけれども、今のところ県内でのプラスチックごみの滞留はないのか。今後、その滞留が出てくるおそれがないのか。この2点がちょっと心配なのであるが、お答えいただけるか。

○副部長(循環社会推進) 中国の禁輸に伴い、国内でプラスチックがある程度出ているのではないかとということだけれども、ことし3月にあった国の調査では、保管量が増加しているという状況が3割ぐらいという結果が出ている。県のほうで、昨年10月に引き続いて5月に独自に調査をして、県内の産廃処理業者さんに聞き取り調査をしたところ、増加しているというのが大体2割ぐらい、変わらないというのが大体7割という状況になっている。県内で、そういった大きな影響というのは出ていないのかなと考えているが、ただ、輸入禁止措置で、今後どんどん国内でということも懸念される。処理業者の処理状況というのは、ずっと注意して見ていかないといけないということと、また、これに伴って不法投棄などが起こるとということも懸念されるので、そこら辺もしっかり監視していかないと考えていて、今後もきちんと見ていきたいと思っている。

○笹岡委員 これからどんどんたまってくるし、外には出せない。国内の処理も、急速には向上していかない。そうなるか、どうなるか。今、副部長がおっしゃったように、不法投棄が必ず出てくると私はにらんでいるのである。福井県も狙われかねない。そういった傾向にある中、本県の不法投棄の監視状況というか、警戒態勢というのは、今どうなっているのか。

○副部長(循環社会推進) 不法投棄については、年間350回ぐらい監視している状況である。具体的に言うと、健康福祉センターが6地区あるが、こちらのほうで年間155回、休日とか夜間のパトロールをしている。また、民間業者にも委託をしていて監視も休日、夜間、月3回ぐらいしている。また通常の日には、いろんな処理業者への立ち入りとか、あるいは河川であるとか、その周辺で職員がパトロールをしている。

○笹岡委員 先ほど、20%増加していると言ったが、これからどんどんふえてくると思うのである。その後をしっかりと追跡して、マニフェストというのだろうか、それが本当なのかどうかということを含め、今の不法投棄の監視、警戒態勢も強化していかないと、どこかで必ず不法投棄は起こると思う。福井県では、不法投棄をやらぬようにすることが、やはり県の務めだと思うので、そこはしっかりお願いしたいと思う。

それと、5月に国から県内の市町に、それぞれの所有しているごみ焼却施設でプラスチックごみを受け入れるように要請があったけれども、市町は、現在のところ、いずれも否定的だというふうに聞いている。今後、市町の状況がどうなると県は見ているのか。

それから、県の立場としては、市町の焼却施設で処理することをどう考えているのか、お答えいただきたい。

○副部長(循環社会推進) 国が市町のほうに要請をしたというのが、委員がおっしゃられるように、5月にあって、それについては、市町に連絡をしている。ただ、市町は、家庭ごみの関係の処理として、処理能力を勘案してやっているところである。

県内については、民間施設もまだ余力が十分あるので、ふえてくれば、まずは民間

のほうで処理というのが基本かなと考えている。

○笹岡委員 県の廃棄物処理計画を見ると、大体、市町はペットボトルの分別収集をしているけれども、白色トレイについては、17市町のうち4市町しか分別回収していない。それからプラスチック製容器包装についても、17市町のうち13市町しかしていないということで、非常に不完全な状況なのだけれども、これについては、今後は、県はどのように指導されていくのか。あるいは、指導されないのか。

○副部長(循環社会推進) 今言われたトレイ等については、民間のスーパーでも回収をしている。それと、市町での分別は、市町の焼却炉の状況によって燃やせるもの、燃やせないものとかいろいろ対応できるものとできないものがある、こういう形でやっていると思う。また、市町を集めたごみ減量化推進会議等もあるので、そこら辺で状況をしっかり確認していきたいと考えている。

○笹岡委員 その辺、市町としっかりと連携して、漏れがないように進めていっていただきたい。何か異変があったときには、しっかりと県全体で対応できるようにしてほしいと思う。

それと、今回、ふくいプラスチック・スマートキャンペーンだろうか、プラスチックごみ削減対策事業というのを新たに立ち上げられたけれども、この手の政策というのは、看板みたいなもので、体裁を整えるというか、それだけに終わってしまう可能性が高いと、今までの政策を見ていてそう思う。

今回、この政策について、何か数値目標みたいなものを設けるべきだと思うのだけれども、その点はどうなのだろうか。

○副部長(循環社会推進) 今回の対策としては、県民と事業者の方がプラスチックごみ削減ということに関心を持っていただいて、それぞれ行動に移していただくことが重要なということで、その中でマイボトル運動というのを今回、予算計上させていただいた。具体的に言うと、飲料用のプラスチックを削減していきたいという中で、コンビニとか、マイボトルとかマイタンブラーを持参したときに、コーヒーを提供いただける店舗を確認して、登録をしていきたいと考えている。それをマップにして、県内の皆さんにお示しして、また、割引をしている店舗といった情報も載せていきたいと考えている。

今、そういった店舗について、県内で大体350店舗ぐらいを目標に、協力店舗として登録をお願いしていきたいと考えている。

○笹岡委員 まさに、今、課長おっしゃられたように、県の仕事というのは県民への意識づけと不法投棄の監視だと思う。国のやる仕事というのは排出量の削減とか、あるいは、生分解性プラスチックとか、バイオマスプラスチックの開発とか、技術革新の仕事だと思う。県の仕事の中で、県民の意識改革というのは非常に大きいけれども、これは目に見えにくい。やはり何かのパロメーターを設けて、県も県民もやる気になって取り組んでいただきたいと思うのである。

なぜ私がこんなこと言うかという、ずっと循環型社会づくりを県が目指してきて、環境基本計画を見ても、廃棄物処理計画を見ても、毎回、目標が達成できないで、5年たったら、また目標立てるのだけど、また達成できない。目標立てて、また達成できない、この繰り返しをやってきたわけである。だから、本当に意識づけなんているのは数値化できないものだから、結局、何もしないうちに、あんまり効果がないうちに終わってしまいがちなのである。ここは福井県として、しっかりとプラスチックごみの排出抑制のために目標を持って取り組んでいただきたい。改めてそういったところも、しっかりと考えて、県民にわかりやすいように、県も頑張っているのだから、我々も頑張らなきゃいけない、市町も頑張らなきゃいけない、民間業者も頑張らなきゃいけない、そういうふうな方向性に持って行ってほしいのである。

その辺、しっかりと取り組んでいただきたいし、近海物を食べる県民の食生活、健康にも直結する問題であるから、そういう覚悟で取り組んでいただきたいと思うのであるが、最後に部長のコメントをいただきたいと思う。

○安全環境部長 御存じのように、一般廃棄物ということになると、市町が中心になってやっている部分もある。産業廃棄物ということも含めて、今、市町といろいろ協力をしている。全体的な一般廃棄物でいうと、排出量をどれぐらいにするとか、あるいは、リサイクル率をどれだけにするというパーセンテージ的なものはやってきているが、委員おっしゃったように、今回、プラスチックごみも大分注目されてきているので、市町あるいは業界とも、いろいろお話ししながら、どういうやり方がいいのかは考えていきたいと思っている。

○宮本委員長 さきほどの松崎委員からの質疑に対して、説明を求めることとする。また、理事者より資料配布の申出があったので、これを許可する。

○危機対策監 松崎委員から御指摘のあった、避難のシミュレーションをした結果について、平成26年度7月に公表させていただいているので、説明させていただく。

4つのサイトがあって、それぞれのサイトから30キロ圏外に住民の方が避難する時間をシミュレーションしている。まず条件を設定して、細かくあるけれども、昼夜の時間帯とか、季節とか、自家用車を使うのかバスをどのぐらい使うのかという、いろいろなパターンをかき合わせて、一番短く避難できる時間、一番長くかかる時間はどいういったパターンなのかということ調べている。

その結果、30キロ圏内の皆さんが避難を終了する時間というので、一番長いのは、敦賀発電所のところの15時間50分と、当時では試算されている。この15時間50分がどうだという話になるかと思うけれども、これは、原子力災害が起きて、もし最悪の状態になって、UPZの方が避難しなければいけない場合には、1日、24時間の間にしっかりと避難することになっているので、そういう意味では十分行動がとれる時間帯になっているかなと。御存じのとおり、これ以降、いろいろバイパスとか道路工事も進んでいるので、これ以上の時間には今なっていないというのが現状かと思っている。

○宮本委員長 松崎委員よろしいか。
ほかに発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本委員長 ないようであるので、所管事務の調査は終結する。
以上で、安全環境部関係の審査を終わる。
ここで休憩する。
午前11時15分から再開する。

～休 憩～

健康福祉部関係

○宮本委員長(分科会長) では、休憩前に引き続いて、委員会を開催する。

繰り返しになるけれども、議会運営要綱第26条第2項の規定により、説明者及び説明補助者にはパソコンなどの使用が認められていないので、留意をお願いする。また、説明者は、答弁を簡潔に行っていただくようお願いする。

これより、健康福祉部関係の審査に入る。

最初であるので、まずは理事者の自己紹介をお願いしたいと思う。

[理事者自己紹介]

○宮本委員長(分科会長) それでは、厚生常任委員会における所管事務の調査及び予算決算特別委員会に付託された予算議案のうち、第42号議案の健康福祉部関係分を議題とさせていただきます。

理事者より議案の説明を求める。なお、特に報告すべき事項等があれば、あわせて報告をお願いする。

○健康福祉部長 それでは、説明申し上げます。

本予算決算特別委員会に付託されているのは、健康福祉部関係の予算議案である。その内容については、さきの全員協議会において説明申し上げたとおりであるので、よろしくをお願いをする。

それでは、報告事項について申し上げます。

初めに、高齢者福祉について申し上げます。

県では、東京大学とのジェロントロジー、総合長寿学と言っているが、共同研究によって、「栄養」「運動」「社会参加」の3つの要素を高齢者みずからがチェックし、自発的な健康づくりを促進する「フレイル予防プログラム」に取り組んでいる。

昨年度までに7市町で取り組みが始まっていて、さらに今年度は、全国で初めて、全ての市町で、住民を対象としたフレイルチェックが実施される見込みである。

今月29日には、フレイル研究の第一人者である東京大学の飯島勝矢教授をお招きして、フレイル予防キックオフセミナーを開催し、一層の普及啓発に努めていく。

介護人材の確保については、介護ロボットの導入を一層進めるため、購入経費の補助に加えて、セミナー兼展示会の開催や、介護ロボットに精通したアドバイザーを施設に派遣するということを新たに行って、介護従事者の負担軽減につなげていく。また、外国人介護人材の受け入れを促進するため、関係団体との間で、5月に新設したワーキングチームにおいて、受け入れ支援策の議論を進めていく。

認知症施策については、先月、政府が「共生」と「予防」の二本を重点とした、認知症施策推進大綱を決定した。県では、大綱の内容も踏まえて、県独自の認知症検診の推進や認知症サポーターの養成など、引き続き、実施するとともに、平成28年度に作成した「ふくい認知症予防メニュー」の普及を進めるなど、認知症施策のさらなる強化に向け、取り組んでいきたいと考えている。

次に、障害者福祉について申し上げます。

昨年4月に施行された「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」及び「福井県手話言語条例」について、まずは、その理念や内容を広く県民の皆さんに知っていただくことが重要であることから、昨年に引き続いて、県内各地における出前講座や手話講座、タウンミーティングを実施していく。

さらに、小規模商業施設のバリアフリー化の推進、手話通訳などの意思疎通支援の充実、賃金向上のための就労支援なども、より一層進めて、共生社会の実現を目指していく。

次に、子ども・子育て支援について申し上げます。

先月7日に発表された平成30年の人口動態調査の結果では、本県の合計特殊出生率が1.67となっており、23年ぶりの高い水準となった。これは、本県が全国に先駆けて実施してきた3人目以降の保育料無償化や、不妊治療に対する手厚い支援など、これまでの支援策が出生率、子育てへの安心感につながった結果であると考えている。

幼児教育無償化については、本年10月からの実施に向けて、市町及び無償化の対象となる全ての保育所や認定こども園、幼稚園等を対象に説明会を開催するほか、県民の皆さんに対しても制度の周知を図って、円滑にスタートできるよう準備を進めているところである。

保育人材の確保については、保育所における保育士不足等を解消するために、新たに保育人材センターを設置して、潜在保育士の就職支援や現役保育士に対する相談を行う体制を整えて、子供を安心して育てることができる環境づくりを進めていく。

児童虐待防止については、親による子供への体罰の禁止や児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化等を柱とする改正児童福祉法などが、先月19日に公布された。本県においては、計画的に人員を増員するなど、児童相談所の体制強化に努めるとともに、引き続き、警察及び学校、保育所等の関係機関と連携して、子供の安全確保を最優先として、適切に対応していく。

また、今年度は、子育て支援の充実及び社会的養育が必要な子供への支援体制の強化を図るために、福井県子ども・子育て支援事業支援計画、それから、福井県社会的養育推進計画の2つの計画を策定する。

次に、地域医療について申し上げます。

医師確保については、医師を求人募集する県内医療機関とのマッチングを図るために、県外に住む本県出身の医師等を対象にUIターンの意向調査を行って、ドクタープール制度の導入に向けた人材登録を進めていく。

また、地域偏在の是正に向けて、二次医療圏ごとに医師確保の目標や実現のための施策を定める医師確保計画を本年度中に策定する。本年5月から医療審議会において審議を始めていて、今後、医療関係者や福井大学等の関係機関から幅広く意見を伺いながら、具体的な議論を進めていく。

緊急医療用のドクターヘリについては、昨年秋からの嶺南地域を対象とする滋賀県との共同運航に続いて、本年5月に岐阜県との共同運航に関する協定を締結し、大野市和泉地区とその周辺を対象に運用を始めた。今後さらに、救急医療体制を強化するため、県内全域を対象とする単独の運航に向けて、ヘリ格納庫の設計などの準備を進めていく。

中核病院とかかりつけ医が患者の診療情報を相互に閲覧できる「ふくいメディカルネット」については、共有する情報に診療所等における外注検査データを追加する。これによって、同じ検査が、異なる病院で重複して行われる例を減らして、患者負担の軽減を図っていく。

県立病院については、本年9月に余剰となっている病床を1カ所に集めて、1病棟50床であるが、これを削減する予定である。これは、福井県地域医療構想において、今後、高齢化が進み、県全体で患者数の減少が見込まれることを受け、患者数に見合った病床数へ収れんさせることが掲げられているが、この趣旨に沿って、公立病院として率先して削減を行うものである。あわせて、循環器内科と心臓血管外科を集約した病棟を新たに設置するなど、患者ニーズに応じた病棟再編を進めていく。

次に、健康づくりについて申し上げる。

働く世代の健康づくりを加速させるために、今年度新たに、食生活の改善や運動する機会の確保など、健康づくりに積極的に取り組む事業所を健康づくり実践事業所として認定する県独自の認定制度を設け、職場での実践的な取り組みを後押ししていく。

また、健康づくり活動への住民参加を広げていくため、市町におけるインセンティブ制度を活用した健康づくりを支援して、活動の定着を図っていく。

さらに、県民の歩く習慣づくりを応援するため、天候に左右されず、買い物のついでに歩く機会を確保できるよう、ショッピングセンターウォーキングの環境整備を進めるとともに、通勤や仕事中の歩数をふやす「スニーカービズ」運動の実践拡大を進めていく。

受動喫煙対策を強化するための改正健康増進法の一部が今年1日より施行されて、健康への影響が大きい子供や患者が利用する学校、病院などが、原則敷地内禁煙となった。来年4月には改正法が全面施行されて、会社の事務所や飲食店などが原則屋内禁煙となる。今後、事業者において適切な対応がとられるように、各地域で説明会を開催して、制度の周知を図っていく。

「ふくい健康の森」については、スケートパークやウォーキングコースなどの整備を行って、本年4月にリニューアルオープンをした。5月19日に開催した記念したイベントでは、プロスケーターによるデモンストレーションや体験教室などを開催して、約1,200人の参加があった。これまで以上に、にぎわう施設となるよう、新しくなった施設の魅力を県内外に発信して、利用促進を図っていく。

また、嶺南地域においても、若狭総合公園、こども家族館の屋外エリアのリニューアルに向けて、具体的な整備内容について検討を進めていく。

次に、拉致問題について申し上げる。

先月、3回目の米朝首脳会談が行われるなど、北朝鮮は対外的な姿勢を変化させていて、安倍総理も首脳会談を呼びかけている。国は、適切な外交交渉などにより、一日も早い拉致被害者の帰国を実現できるよう最大限の努力を尽くすべきと考えている。

県では、ことし3月に、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けた機運を高めるということで、国とともに拉致被害者地村保志さんの講演会と映画「めぐみ」の上映会を開催して、県民約400人が参加した。今後とも、国への要望や啓発イベントの開催など、解決に向けた活動を続けていく。

報告は以上である。よろしく願います。

○宮本委員長(分科会長) 説明が終わった。

審査は、分科会、これは予算関係である。続いて、委員会、これは所管事務の審議であるけれども、この順番で行うので、了承をお願いします。

まず、予算決算特別委員会厚生分科会の審査に入る。予算議案のうち、第42号議案の健康福祉部関係分について、各委員より発言をお願いします。

○清水委員 健康づくり推進プロジェクトだけれども、しっかりと自助努力をして、皆さんに運動をやってもらうということである。県は今、スニーカービズをしていて、僕もスニーカーを履いているけれど、よく、「清水さん、何でスニーカー履いているのか」と言われて、なかなか進んでいないのかなと思う。今回、商業施設によるショッピングセンターウォーキング開催経費の補助と書かれているが、僕もずっとモールウォークというか、ショッピングセンターで買い物しながら歩いてもらうのはいいことじゃないかということは言ってきた。今回このような制度ができ、開催経費の補助とあるけれども、これはイベントといったものにしか使えないのか。

○健康政策課長 ショッピングセンターウォーキングの開催経費であるが、床にフットマークをつけて歩く仕掛けづくりや、入り口にウォーキング案内看板の設置、それから、ウォーキングコースのマップ作成に合わせて、キックオフイベントの開催というものを今考えている。

○清水委員 ハード部分にも利用できるということなのか。

○健康政策課長 案内看板と、床に設置するフットマーク、それからウォーキングマップの作成といったことも含まれている。

○清水委員 そういったハード部分にも利用できるならいいのだけれども、イベントとになると、どうしても一過性なものになってしまうので、ここに書かれているように歩く習慣づくりというのが大事である。例えば、ショッピングセンターでもアプリを開発したりして、ショッピングセンターの中で何歩歩いたら、ショッピングセンター側から500円出すとか、来てもらうのが大事なので、そういったアプリ開発とかでも使えたらいいのかなと思う。スニーカービズ、みんな歩こうって、なかなか福井県は歩く文化がないので、ぜひともそういったところに、これらを使ってやっていただきたいと思う。

○北川委員 今、清水委員がおっしゃったのは、インセンティブという部分なんだと思うけれども、市町が実施する健康づくりのインセンティブの具体的な中身というのは、どんなものをイメージされているのか。

○健康政策課長 市町に対する補助であるが、参加者がかなり固定化しているという課題もあって、参加者の拡大を図るという形で、例えば、住民が健康教室に参加し

たり、ウォーキング大会に参加したり、特定健診を受診したりといったものに対して、ポイントを付与していく。そのポイントがたまると、地元の商店街で、割引で買い物ができるといったような特典をつけるというインセンティブ事業を考えている。

○北川委員 10ページの小児在宅医療推進事業について、医療的ケアを必要とする障害児の現状を教えてください。年代までいかななくてもいいけれども、できれば就学前、小学生、それ以降ぐらいの区切りで、トータルでも結構なのだけれども、人数を教えてください。と思う。

そして、この補正予算だけれども、平成30年度は174万円ぐらいあったが、当初予算で、がたっと落とされ、そして今回このように補正で上がってきている。見直しが行われて、新しいアイデアが生まれて、それはそれでいいと思うのだけれども、ここまでの経過、プロセスというか、どういうことを考えているのか、変動がかなり大きい幅なので、そのあたり教えてください。と思う。

○副部長(障がい福祉) まず現状であるが、医療的ケアのお子さんというのは、なかなか数の把握が難しい。この事業は、昨年から医師会、それから訪問看護ステーションの協力を得ながら調査を始めた。昨年、全医療機関に対してアンケート調査を実施して、その結果、県内では13の医療機関が医療的ケア児を診ていた。医療的ケア児というのは、例えば気管切開であったり、遺伝子の病気であったり、さまざまなことがあって、なかなか普通の小児科では診れないということがある。それで、県内では、大学病院とか、県立病院とか、13医療機関しか診れないということがあって、その中で診ておられる子供の数は、18歳未満で119名である。

年代別というのは、一番多いのが、ゼロ歳から2歳ぐらいまでで35名、あと就学のところで、小学生までが20名、中学生が20名である。

それから、予算が変動したというお話である。去年、事業を始めるときに、とりあえずという言い方はおかしいのであるが、医療機関が少ないということが予想できたので、まず医師会の協力を得て、医療機関に対する研修とか、調査の予算を組んで、調査を見て、これから具体的に何をしていくかを検討するというをやった。それで、当初予算というのは、昨年につくるものであるから、具体的に何をするといいところは未定で、6月に送ろうということであった。調査結果が3月にまとまり、その中では、やはり医療機関が少ないというお母さん方の声があって、とにかく診れる医療機関をふやさなければならない。これは医師会のほうも努力をしたいということだったので、まずは、ドクターの意識啓発をするという研修であるとか、大人の気管切開というのは、まださわりやすいが、子供の気管というのは、すぐ破れるので、非常に微妙なところがあり、なかなかさわれないということがあって、訪問看護ステーションの看護師さんでも、子供を診れる看護師の研修もやってほしいというような声もあった。そういう研修も今回組んで積み上げた結果が6月に上がって、今回の事業になっているということである。

○北川委員 要するに、当初から予定されていた補正という捉え方でよろしいということであるね。

ほかに、よろしいか。14ページの保育人材センター設置運営事業でお聞きしたいのだけれども、保育士不足を解消するとあるけれども、実際、保育士の不足として、どれぐらい足りないのかというのが1点目である。

それから同じように、潜在保育士もどの程度いると見込んでいるのか。

そして3つ目に、この中身を見ると就業継続に向けての相談とあるわけだけれども、相談後、それに対してどんな対応をしていくのか。どこかを紹介したり、どこかとマッチングさせたり、そういうところまでやっていくのかどうか。

最後に、公立と私立のすみ分けというか、両方同じようにしていくのか、まとめてお聞きする。

○子ども家庭課長 保育人材センターの事業内容について質問いただいた。まず、保育士不足の状況であるけれども、現場では必要な保育士の数というのは、基本的には充足されているという前提で、ただ、保育士さんの働き方を考えたときに、さらに必要ということで、どこの保育所もお聞きすると、不足感があるとか、もう少し朝夕の人を充実したいということがあった。1年前の調査になるが、あと200人ぐらい欲しいという声があった。そういうこともあって、保育人材センターの設置を考えている。

あと、潜在保育士がどれぐらいいるかということであるが、今、県内で大体保育士の資格を持っていらっしゃる方が1万名ぐらいいる。その方の中で、公私立の保育園とか幼稚園にいらっしゃる方が約5,000名、それ以外にも、例えば子育て支援センターであるとか、そういうところにもまだ若干いらっしゃるかなと思うと、4,000名程度が資格を持ちながらまだ保育所等にはいらっしゃらないのではないかと推計をしている。

今回、この保育人材センターのほうで、そのような方の掘り起こしもしたいということで設置をさせていただくわけであるけれども、相談には具体的にどのように対応するかということで、もちろん潜在保育士の就職したいという相談にも対応するし、働いていらっしゃる方も、長く働いていただくために職場での悩みとかもお聞きするという、両方の機能を持たせたいと考えている。

働きたいという方には、働き手を求めている保育所側の要望もお受けして、ある意味、保育士に特化したハローワークという機能をまずつくる。それとともに実際に働いている保育士の相談窓口にもなるという機能を予定している。

もちろん、対象は公私立両方の園が対象になる。

○北川委員 現場としては、一応充足している。でも、聞くと200人ほど足りない、ここが一番根っこにあると思う。充足されているというのは、要するに国が示している標準数でいくと充足はされてる。でも、実際に子供たちをしっかりと見ようと思うと200名必要なのだと、そういう捉え方でよろしいね。ということは、県としてはその200名を生み出していく方向ということであるね。わかった。

○大森委員 関連であるけれども、今の話には、10月より3歳からが無償になるという中での需要増も加味されているのか。

○子ども家庭課長　今回の無償化は、基本的には3歳から5歳児は全て対象になるが、こちらの年齢のお子様は今ほぼ100%、県内では既に保育園か幼稚園に行っているというので、無償化になるからといって新たな需要というのは、ほとんど起きないのではないかと考えている。

あと、0、1、2歳のお子さんに関しては、今回限定的な対象、住民税非課税世帯が対象になるということで、変動の幅としてはごく少ないのではないかと考えている。まずは今の現場の不足感に対応できるということを考えている。

○大森委員　所得に関係ないわけであるから、今まで家庭の中で見ていた方が突然出てくるというか、幼稚園だったけど保育もお願いしたいとか、こちら辺の変動の可能性を非常に心配している。どう動くだろうというのを十分に注目しながら対応していかないといけないところであり、こういうものをつくるということは、大変時期を得てるとは思う。我々は家庭でできるだけ育ててほしいということを言っているのだけれども、なかなか、ただならということで、どう影響するかはわからない。私はPTA会長でもあるので、私どもも一生懸命頑張ってるので、そういう情勢も含めて、よろしく願います。幼稚園によってもいろいろ見解は違うけれども、私は可能性としてあると思うのだが、この辺どう見てるか。

○健康福祉部長　この無償化の制度は、預けるところが少ないところを強化して預けさせていくという比較的都会的な発想である。今ほどおっしゃった、おうちで見るということも大事じゃないかということで、ことし、子ども・子育て支援事業支援計画をつくる中の議論も既に始めているけれども、預ける体制、預けないといけない人が預けられないということは困る話であるけれども、無償化だから預けるということではなくて、特に未満児の間はお父さん、お母さんと過ごす時間をふやすということは大事である。そういったことが施策としてメッセージで送れないかということも含めて、今検討しているので、バランスをとる必要があるだろうと思っている。

○大森委員　我々も今、家庭教育支援条例を検討しているので、そこがリンクして、どこが基本だということをしっかり捉えてやっていかなければいけないと思っている。幼児教育は大事だよ、いい教育を与えたら、いろんなことがよくなるのだよと運動してきた側としても、ぜひその辺の情勢も含めて、行政とともにやっていっていただきたいと思う。

○松崎委員　17ページのドクタープール事業なのだけど、県外の医師の方に対して、UIターンの意向を調査して、人材を登録するという方向だと思うのだけど、例えば、今医科大に通っている大学生とか大学側に、そういう説明をしているのかどうかを、お聞きしたい。

○地域医療課長　ドクタープールの対象としては、県外の医師の方でUIターンする方に登録いただこうと考えている。調査に当たっては、県内の医学生にも将来的にドクタープールに登録しないかということは、あわせてお尋ねしたいと思っている。

○松崎委員 県内でも、若い人ばかり集まっても、ベテランばかりが集まってもだめで、年齢層というか、若手を指導する中堅の医師だとか、若手ももちろん将来的に何人が育てないといけないというのがあると思う。各年齢層で何人ずつとは言わないけれども、何%ずつというのも考えているのかどうか、お聞きしたい。

○地域医療課長 指導医クラスがいなければ、若手の医師が来ないという現実はある。ただ、ドクタープールにおいては、県外から福井に帰ってくる意思がないかということで登録を募るので、そこで年齢の制限をかけることは難しいと思っている。

一方において、福井大学に各地域医療機関への医師の派遣をお願いしているので、指導医については福井大学をお願いして、各医療機関への派遣を要請していきたいと思っている。

○松崎委員 同じく部長報告に、地域偏在を是正する方向で進めているとあるが、今、嶺南のほうでもかなり医師が少なく、嶺北と嶺南で格差もあるという話もある。そのあたり、嶺南のほうにどれぐらい医師の派遣を考えているかというの、あわせてお伺いしたい。

○地域医療課長 今、指摘いただいた嶺南に何人派遣するのかであるが、医師が不足する地域は、奥越、丹南でも同様な事情がある。その点については、今年度、医師確保計画を策定する中で、どこの地域に何人の医師を確保すべきかということを検討していきたいと思っている。

○北川委員 これを見て不思議だったのは、今まで把握してこなかったということなのかというのが、物すごく疑問である。これだけお医者さんが足りない、見方によっては、県内でも偏在という状況がありながら、どうして今までこういうことがなされてなかったのか、新事業というのが不思議だなというのが一つある。

そしてもう一つ、UIターンをお願いするときに、やはりいろんな条件設定というのが必要になってくると思う。例えば、将来的に福井県へ戻りたい、でもそのときには住む家、働き場所、家族の問題、いろんな問題がかかわってくると思う。そのあたりは、こちらから交渉するというか、示すというか、そこまでの裁量を持つての取り組みだということによろしいのか。

○地域医療課長 これまでの事業がどうだったかということについて、まずお答えする。

これまでの医師確保は、例えば自治医科大医師の派遣、そして福井大学生に奨学金を支給し、そのかわりに臨床研修が終わった後7年間地域診療に当たるという奨学制度、そして福井大学に医師派遣をお願いするというような手法でやってきた。今回、さらに医師確保計画を立てるに当たって、もっと派遣できる医師を多くできないかということで、この事業を始めるということである。

条件設定について、確かに住む場所がない人にどうするかという問題はあるので、

何らかの支援策が講じられないか、それについても今年度の医師確保計画の中でどんな支援策が有効であるかということを考えている。

○北川委員　今の条件はとても大事な部分だと思う。生活者なので、やはりそこもきちっと予算的なものも、それからいろんなものを確保しながら、部局横断でやっていく必要があるのだろうと思う。

それから人的なものについては、専門医制度が始まって大変な状態なのは十分わかるけれども、ちょっと遅いぐらいなので、ぜひしっかりやっていただきたいと思う。願います。

○健康福祉部長　かつては、UIターンということは、医師の資格を持ったリタイアした方とか、ある程度余裕がある役職についている方にコーディネーター的な役割をお願いして、人づてにそういう人がいないかというのを探して、直接その人に会うということをやっていた時期があった。その仕組みでは、なかなか帰ってくる人がいないということで、今回網羅的に、それは今までやってなかったのかとおっしゃられると、そういうことなのだけれども、網羅的にやってみて、とにかくあの手この手で帰ってくるお医者さんを捕まえたいということで、今回やらせていただきたいということである。先ほどおっしゃった条件のことも、まさにおっしゃるとおりで、普通のUIターンでもそうであるので、そういったことも含めて検討して、帰ってきてくださる方を少しでも多くつかみたいと思っている。

○笹岡委員　18ページのドクターヘリ導入推進事業で、ドクターヘリの格納庫の設計について1,200万円ほどついている。その次のページの債務負担行為で、ドクターヘリの令和5年度までの管理運営委託業務で3億6,700万円ほどついている。一体、ドクターヘリの全体的な業務にどれぐらいの金額を見積もっているのか。そして、それぞれの財源はどうなっているのか、聞かせてほしい。

○地域医療課長　全体の概算費用について、今回は設計費だけであるが、格納庫をつくったり、給油施設を整備することに対して、初期投資額としては4億5,000万円を見込んでいます。

そして、運行するようになってからの運行経費としては、毎年度について約2億5,000万円を見込んでいます。

○笹岡委員　毎年、2億5,000万円なのか。

○地域医療課長　概算額で、そうである。

財源としては、まず初期投資の金額については、医療介護基金というものがあり、そこで3分の2が国の負担となっているので、残り3分の1について県の負担ということになる。そして運営費については、ドクターヘリ運営に係る国庫補助事業がある。そこが2分の1ある。そして残り、県負担となる2分の1に対しては、特別交付税措置がある。80%の交付税措置があるので、残りの20%が県の実質的な負担ということ

になろうと思っている。

○笹岡委員 わかった。

先日の一般質問で、ドクターヘリの導入決定から運航開始までの期間について質問させていただいたのだが、そのときに石川県は決定後18カ月で導入したのに対し、福井県は24カ月という答弁だったと思う。6カ月の違いが出ているわけだが、なぜこんなに違うのか。

○地域医療課長 スケジュールに大きく違いが出るのは、実機を用いた訓練をいつやるかということが大きく影響してくる。石川県は9月末に運行開始できた。8月、9月という比較的天気の良い時期に訓練を行うことができたので、スムーズに運行開始ができたという事情がある。

福井県の場合、例えば、前倒しすると、訓練時期が1月、2月、3月という気候的になかなか飛べない、キャンセルが多く生じるであろうという時期に重なるので、現時点では、計画として余裕を持って6月を一つのめどとしている。

○笹岡委員 いろいろと進め方、この間お聞かせいただいた。ランデブーポイントのこととか、拠点病院のこととか、準備しないといけない項目はあるけども、半年ぐらいは前倒しできると。ただ、実機訓練の天候次第で、やっぱり余裕を持っておきたいので、24カ月見といてほしいと。おくれるとまた県議会に何言われるかわからないのでと、そんな理解でよろしいのか。

○地域医療課長 おくれると怒られるという気持ちはないが、訓練というのは大切である。初めてやるという経験になるので、じっくりと消防とも連携をとりながら進める必要はある。天候がいい時期に、しっかりと着実に回数を重ねたいということで、余裕を持っているということである。円滑にできれば、前倒しは可能だと考えている。

○笹岡委員 余裕がある中であるから、できるだけ早く前倒しして、共同運行で要救助者が同時発生したときに、県民が後回しにされて、犠牲者が出ないということがポイントだと思うので、そうならないうちに早くやってほしい。それは一つお願いしておく。

それと、一般質問の答弁において、岐阜県との共同運行は和泉地区だけに限られている。なぜだと、今後、範囲が広がる可能性はないのかと聞いた。それに対する答弁は、大野は病院が近いので必要ないというような趣旨だったと思う。その病院というのは、恐らく福井大学病院だと思うのだが、2年前にドクターヘリを単独運行しないといけないと、県議会が思った大きなきっかけになったのは、鯖江の救急救命士の家族が、奥さんの実家の滋賀県の近江八幡に行って、その子供さんが急病になって滋賀県の病院に担ぎ込まれたけども、手の施しようがないと。それで、神戸の乳児に対して処置ができる病院に飛んで助かったわけである。ということは、福井大学病院でも処置ができないといった病気やけがもあるわけである。そのため、違う病院に行かないといけないとなると大野は病院に近いから大丈夫だと、必要ないというのは、私

はちょっと違うと思うのである。その辺はいかがだろうか。

○地域医療課長 岐阜県とのドクターヘリの運行範囲を決めるに当たっては、岐阜県側の事情が大きく影響する。岐阜県のドクターヘリは、毎年運行件数が伸びていて、右肩上がりであるということが前提としてあった。なので、岐阜の立場からすれば、自分の県の要請があるときに、例えば、福井県の中に入ってきていて、要請にこたえられないということは避けたいという考えを持っていた。その中で、どこで線引きをするかということが協議のポイントになっていた。これは答弁でも説明済みなことなのだが、大野からであれば30分で福井市内の救急病院に担ぎ込むことができる。一方において、岐阜市内から和泉に来るのも約25分から30分なので、ちょうどそこが真ん中になるのではないかと、そこでまずは共同運行をしようということで合意を得たという事情がある。

○笹岡委員 やはり、共同運行には限界があるということがはっきりわかった。そして、今回単独運行に踏み切ったことは大変正解であるという結論がつけられると思う。あとは一日も早く運行を開始してほしい。

○北川委員 9ページ、10ページにある障害福祉人材処遇改善加算であるが、トータルで約3,615万円という金額なのだけれども、対象人数、そして実際に1人当たりどれぐらいになっていくのか。そしてそれがきちっと個人に月給として渡っていくのか、そのあたりの指導のあり方はどうか。処遇改善加算が2つあるわけであるけれども、当然、金額的には同じ加算になっているのだとは思うのだけれど、そのあたりも含め中身をお聞きしたい。

○副部長(障がい福祉) 9ページ、10ページは障害関係の処遇改善であるが、対象となる事業所は、全ての障害事業所であって、人数であるが、大体6,000人ぐらいの方が勤めているため、その方々が対象になるということである。

国では一応、10年以上勤務する介護福祉士に換算して1人8万円という計算で加算している。全体のパイを20ぐらいに割って、人数や事業所の規模にもよるが、している業種に伴って加算をしていく。例えば、児童の事業所は、大人の加算をとれないし、生活介護であるとか就労支援だとか、いろいろ業種がある。仮に生活介護で言うと、おおよそ定員二、三十人程度の事業所で、四、五人程度の介護福祉士がいるという試算でいくと、大体一人1万円か2万円ぐらいのはね返りになるという計算になる。

○北川委員 今のお話だと、大体ならしたら1人当たり1万円という金額になるというふうにお聞きした。児童とそれ以外とで、金額的には差はない、同じようなならし方でいっているということでもいいのか。

○副部長(障がい福祉) 計算のもとと同じなのだが、児童の事業所のサービスの内容と、生活介護や就労のサービスは異なり、とれる加算も違うので幾らか変わる。今申し上げたのは、例えば生活介護、体の介護をする事業所で、20名定員で標準的に4

名ぐらいの介護福祉士がいるとして、1人当たりどうなるかと試算すると、一、二万円程度になる。少ない人数でたくさん加算をとっているところは高くなるし、加算がとれずにたくさん従業員のいるところは安くなるということになる。

○宮本分科会長 ここで休憩する。
午後1時から再開する。

～休　　憩～

○宮本分科会長 休憩前に引き続いて、分科会を再開させていただく。
発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本分科会長 ないようであるので、第42号議案についての審査は終結する。

○宮本委員長 次に、厚生常任委員会の審査に入る。
健康福祉部関係の所管事務について、各委員より発言を願う。

○鈴木宏治委員 部長報告にもあったけれども、健康の森の件のことである。実は、この間、課長と個別に少し議論もさせていただいたが、きちんと念押しをしておきたいなと思っている。

 どうということかという、平成18年に指定管理になってから、これまで4回入札があったが、全て健康管理協会が落札している。この団体は、県の健康福祉部長OBというのが歴代理事長を務めている団体である。

 以前、大森委員とか、力野議員とかが取り上げられたこともあるが、ここまで健康管理協会だけが落札し続けるというか、入札にほかが入ってこないという状況である。また指定管理の料金が、当初は年3.8億円であったけれども、いろいろ消費税の問題とかあるけれども、現在4億円ということで、少なくとも減ってはいないという状況にある。年に4億円であるから、結構大きい金額であるが、毎年出しているわけで、さすがにいかがなものかなというふうに思う。

 これまでの委員会の議論を踏まえて、最新の入札のときには、今まで全部まとめていたものを2つに分けたという努力はされたようなのであるが、それでも2つとも健康管理協会が落札をしている。しかも、ほかの入札者は一社もないという状況である。この状況のまま放っておくと、恐らくこれからもずっと年4億円が1つの団体に入っていくような仕組みが残ってしまうのかなと思う。やはり、これはきちんとしておかないと、次は4年後だろうか、次もまた同じようなことになっていくだろうと思うのである。

 次に向けて、どういう改革案というのがあるのかということのを、先の話ではある

けれども、今の時点での考え方をお聞かせいただけたらと思う。

○地域福祉課長 今年度からの健康の森の指定管理については、温泉スポーツ施設というので一くくり、それから健康診断の施設であるけれども、県民健康センターで一くくりという2つに分割して、昨年、指定管理を公募したところである。その結果、委員がおっしゃったように、両方とも健康管理協会1社しか応札がなく、両方とも健康管理協会が受託することになった。

昨年、選定が一旦終わったときに、私どももほかの事業者さんはどうであったかなと思って、二、三社お聞きした。そう多くはないのだけど、現在、健康管理協会の指定管理の下請に入られているようなところであるとか、ほかの、例えば市町の施設の指定管理を受けられているような事業者さんとかにお聞きすると、市町で受けている施設でもう手がいっぱいであるとか、今新たに仕事を広げようとしても、人員調達がままならないというようなお答えであった。昨年ということで申し上げますと、これは人手不足の要因がかなりあったのかなと思う。

次回に向けて、改革等はないのかということであるけれども、指定管理の期間は5年であるので、今回は令和5年から、その選定の手続きは令和4年度の早いうちからやることになるけれども、そこに向けて、参入の障害が何かあるのかとか、それから今の2分割するとか分割の範囲といったことも、次回の選定に向けて検討していきたいと思っている。

○鈴木宏治委員 聞き取りをされたということをおっしゃっていて、原因を何らかの形で突きとめようとされる努力はしておられるのかなと思う。今、公のこういうものに参入しているところは結構あり、私が複数聞いた範囲では、健康管理協会が相手では勝てないという話は、やっぱり出てくる。あれだけ県のえらい人の名前が上がっている大きな団体相手に入札をかけていってもなかなかという声は、実は出てきている。そういうのもあって、健康管理協会自体をもう少し普通の組織にしてあげると参入する側は参入しやすいのかなと思うのである。役員とか、多分職員も公の関係の人が多いと思うので、そういうことを改めていってほしいなと思うのだが、いかがだろうか。

○地域福祉課長 指定管理の選定に当たっては、例えば県のOBがいるとか、そういった要素を考慮することはない。民間さんのほうで、どのように思われているかというのはあるのだろうけれども、我々としては、そこら辺は、当然ニュートラルな話であって、もし競合される応募があれば、そこは客観的な審査基準に基づいて審査して、優劣を決めていくということになる。

○鈴木宏治委員 少なくとも次回の入札のときには、もう少し結果をというふうにする。4年後とかそれぐらいの話であるので、当面の対応として、健康管理協会が全部の業務を自分で行うわけではなくて、いろんな下請みたいなどころに出していくわけなので、今もそうされてるのだろうと信じたいけれども、その仕組みをもっとオープンな仕組みにして、健康管理協会とつながりの深い業者さんだけが入っていけるよ

うなことにならないように、県として再入札というか、下請の仕組みを改善していただけたらと思うが、いかがだろうか。

○健康福祉部長 委員の指摘については、非常によく理解できる。健康管理協会自体は、長年指定管理を受けてきているということで、例えば医療スタッフであるとか、プロパーでもかなりのスタッフ、県立病院のOBも含めて抱えていて、現在は健康福祉部長OBではないけれども、県のOBもいるということではある。今ほどおっしゃっていただいたことは、これまでも指摘いただいていることであって、不断の努力が必要であろうと思っている。この後二、三年あるので、その間に、今の下請のこと、例えば指定管理という以上は一つの施設に対して、植栽と施設の管理を別に分けるとか、そういう分け方は余りふさわしくないと思うけれども、あれだけ広い敷地であるので、一括した管理のもとで幾つかの指定管理者が分けて受けるということは可能であろうと思う。その手法も含めて、今回2つに分けたのはやっぱり不十分であったのかもしれないし、そのこともよく調べて、次回に生かしたいと思っている。

○大森委員 一般質問でもしたけれども、ひきこもりの問題は8050ということで象徴されるけども、8050が9060になっていくということである。上の世代が亡くなると、下の方の所得の問題から全てが難しくなってくる。人数は、掛け算してトータルでいくと、これぐらい要るだろうということで、実際にはまだ調査はされていない。現実としては地域の中で掌握していくと思うけれども、個人情報であるので、余り地域で立ち入ったところまでは入れない。そうなってくると、災害のときであったり、残った方が認知症になったり精神障害に陥るといようなケースであったり、いろんな問題が出てくる。ああいう事故が起きたり、親の世代が考えられないようなことをしてしまうこともある。今の社会のひずみの部分であるけども、やっぱりこういうことにも取り組んでいく努力を、もちろん市町もやらないといけない。自助、共助という中で、公助の部分でやらないといけない部分をしっかり捉えてやっていかないと、本当に不幸な事件につながると思う。この辺、まだまだ取り組みはされていないのだと思う。

発達障害であるとか、ひきこもりの子たちの就労を促していく中で、長い間にそういうことをなくすということは一つやれることだと思う。民間と一緒に取り組んでいただいているが、ただ現実にならなくなった部分を、しっかり公の部分で応援していかないと地域は大変なのである。そこら辺を市町と協力しながらやっていただきたい。要望も含めてであるが、まだ取り組んでないということなので、この辺のところを前向きに取り組んでいていただきたい。福井の場合は、まだ3世代同居もある中であるが、これは静かに進展しているので、その辺の考え方を伺いたいと思う。

○副部長(障がい福祉) 委員指摘のとおりであって、実際ひきこもりの方というのは、家族も隠したがるし、それから本人も出てこないということで、数をつかむというのは非常に難しいものがある。県のひきこもり支援センター、人数がどうという話はあるが、そこでは受けという形で、相談があったものについては行っている。国の推計を使うと、広い意味でのひきこもりの方が3,000人とか6,000人いらっしゃる。狭い意味であると500人とか1,000人になる。ただ、これも推計であって、国も実は数を

つかんでない。国がしているのは、5,000人を抽出して、そのうち三千何百人から回答があって、そのうち47人がひきこもりだったから、その1.5%であろうということを出している曖昧な数字である。他県でも調査をしているところもあるが、あくまでも聞き取りで知っている範囲で教えてほしいということしかできない。その家庭まで行くとプライバシー侵害になるということで、なかなか難しいこともある。うちのほうでは県の支援センターの機能に加えて、市町の機能というのがある。市町でも、例えば福祉の関係、または生活保護の関係、さまざまところでアプローチをしていただいている。

この間、答弁で申し上げたが、6月に各市町の課長に集まっていたいて、どうしていくかということをお話した。その中では、各市町では頑張っているけど、実際家庭に行き入り込むというのは非常に難しいと。いるのはわかっているけど、入れてくれないとか、出てきてくれない。本当に難しい、そんな簡単ではない、何年もかかるといふこともおっしゃっておられた。処方すれば治るといふことではないので、なかなか答えといふのがない世界の話である。

会議の中で出たのは、思ったときに受けとめるいろんなチャンネルをつくっていくということで、各市町が受け皿をちゃんとつくって、それを県のセンターも含めて持っている知識とかノウハウも共有しながら、県と一緒にやっていこうということである。それから家族会の活動とかさまざまなことがあるので、そのノウハウも生かしながら、これから全県で受ける体制をまずつくっていかうと考えている。

○大森委員　今、民生委員と社会福祉委員のなり手がなくなっている。結局、私みたいな立場の者のところへくるわけである。地域の自助機能を維持して、応援してくれるということがないと、その機能もなくなってしまう。その辺の情報もしっかり捉えていただいて、今のうちから先ほどの取り組みと各自治会との連携をしっかりやっていただきたい。表に出す情報としてではなく、内部留保すべき取り扱い注意の情報としてしっかり把握した上で、民生委員の方だけにはお伝えするみたいなことがないと、いざというときに全く地域が機能しない。防災上の問題からも取り組んでいただかないと、不幸なことが起きてしまう。ぜひともこの動きを進めていただきたいし、新しい法律もできたので取り組んでいращやるけども、発達障害の皆さんやひきこもりの人たちが福祉を受ける立場でなく、できるだけ就労していただく努力を、企業とともに自治体もよろしくお願ひしたいと思う。

○健康福祉部長　この問題は、地域福祉というものをどうするかという根幹のところにかかわってくる問題でもあるし、別の観点で見ると、無業者という者に対してどう対応していくかということで、これは健康福祉部の枠を超えるといふか、いろんな方面からアプローチしないといけない問題でもある。

今、副部長からも申し上げたように、まず地方自治体として手をかけられることは県と市町と一緒にあってこの問題に当たっていくことかと思う。いろんな問題が全国で起こっている中で、国がどういふことをしようとしているか、地方自治体に対してどういふ支援をしようとしているのか、国としてどういふ対策をとろうかといふところが、まだはっきりしない。そういう意味では、国はまだ新しい問題と捉えているの

かもしれないけれども、我々はそういったところも市町の状況なども含めて、国に対しても当たっていかないといけないのかなと思っている。そういったところを並行して進めながら、まず我々が足元を固めていくということをしていきたい。

○山本(芳)委員 地域医療、特に医師確保についてであるが、以前、病理の医者が足りないという話があった。12名であったか、必要と聞いている。ほかにも産婦人科もちょっと聞いているのだけど、今の県の医師不足の状況について教えてほしい。

○地域医療課長 現在の医師不足の状況を申し上げると、毎年、派遣要請として、何人のお医者さんが必要かということを経営に尋ねている。昨年の時点で76名医師が少ないという要望をいただき、それに対応する形で今年度49名の医師を県において派遣している。まだ27人が足りないということであるが、どの診療科の医師が多く要請されているかということをお知らせすると、やはり地域の医療機関にとっては内科、あるいは総合診療ということで、幅広い診療ができるお医者さんのニーズが高い状況である。その次に多いのは救急であったり、あるいは高齢の方が多いということもあって、整形外科の先生であったりというのが、今の状況である。

○山本(芳)委員 よくわかった。それで、先ほど言った病理の先生は足りてるのか。

○地域医療課長 病理の先生を要請いただくということはない。特定の病院において病理が足りないということはあるかもしれないが、地域医療機関において病理の先生を派遣してほしいということはない。

○山本(芳)委員 以前、病理医が一番少ないので、このことについて努力をしていくという話があった。今回医師確保ということで、今年度から医療審議会を立ち上げて医師確保計画を策定するというので安心してはいるけれども、病理医も大事なお医者さんだと思うので、はっきりと答えていただきたいと思う。

○保健予防課長 委員の地域医療全般というところと少し離れるかもしれないが、がんの専門医の中で、特に薬物療法、あと放射線の治療、そして委員指摘の病理の専門医、この養成というのは県内のがん医療の水準を保っていくために非常に大事で、育成を続けていかなければならないということで、当課のほうで5年間にわたり育成して、今予定どおり専門医が5名誕生して、新たに病理専門医が2名確保された。あと、薬物療法も2名、放射線の治療も1名ということで、こういった非常に高度、専門性が高いところの医師の養成を県では行っている。今後とも、需要等を見ながら必要な専門医もあわせて確保するように努めていきたいと考えている。

○大森委員 ふくいメディカルネットについて、福井県医師会が開発したのだが、私もテレビで見せていただいたのだが、非常に無駄のなくなる方法だと思う。これは県外の病院に行ったときにもつながるのか。例えば、大阪のがんセンターに行って手術するというケースもあろうかと思うのだが、そういう場合は、データは共有できる

のか。

○地域医療課長　メディカルネットは、あくまでも県内であるので、他県との情報の交換はできない。

○大森委員　もう一点、メディカルネットと基幹病院で、それぞれのデータが重なると、治療法の検索であったり、手術の経過とかいろんなものを世界中から診れるようになろうかと思う。東北大学とかはデータを開放しているが、例えば今の段階で、基幹病院である大学病院とはつながることができているのか。

○地域医療課長　メディカルネットのように診療情報を共有するというシステムというのは、今は各県ばらばらにつくられている。これについては、国の動きとして2年後ぐらいをめどにして、全国でネットをつなげようという動きがあるので、その時点になれば各県のデータが共有できるような状況になるのではないかと考えている。

○大森委員　開放しているデータとつなげるということで、大阪大学と東北大学は、オープンにしてると思う。福井の基幹病院とつながれば、基幹病院を通じて県内医療機関は情報を共有できると思う。より大きなデータの中から効果的な治療法を選択するというのを、今の段階でもできる範囲でお願いしたい。もちろん努力はされているのだけど、仕組みができてないといけないということなので、こちら辺のインフラ整備は先生方とよく相談していただいて、ぜひとも大きなデータがある基幹病院とつないで、いろんな情報を参考にできるような状態をつくり、先生方が勉強できるようにしていただくことに取り組んでいただきたい。仕組みの問題であるから、すぐにはできないと思うけれども、よろしく願います。要望である。

○清水委員　健康というキーワードになると、医療とか食事とか運動とかすごい範囲が広がってきて、いろんな部局と連携しないといけないのかなと思う。運動といっても自転車を使うとかになると自転車推進計画は土木部の所管になる。今回、交流文化部ができて、スポーツ課の一部は教育委員会から交流文化部に移ったのだが、それで連携体制がどう変わったのか教えていただきたい。

○健康福祉部長　まず、大きな動きとしては障害者スポーツも健常者のスポーツと一緒にやっていくべきだということで、昨年までは健康福祉部で障害者スポーツ、障害者スポーツ大会を所管していたけれども、それを交流文化部でまとめてするということである。あと交流文化部にUIターンとか、交流人口をふやすというものが入ったが、医療人材とか介護人材も含めて人を呼び戻したり、遠くから来てもらったりということは大事で、その連携先が、旧総合政策部から交流文化部が変わった。一例ではあるが、いろいろな分野でつながりはあると思う。

○清水委員　交流文化部が新しくできたけれども、そこともっと連携を強化してもらいたい。例えば、スケートパークも非常に素晴らしいものができたと思う。大きな

大会もできるところだということで、交流文化部は観光といったことで連携できる。今スポーツコミッションを立ち上げ、いろいろな大会誘致とかもしていこうという動きもあるので、このスケートパークも使えるように、健康福祉部だけでは難しいと思うので、交流文化部としっかりと連携して、これからも取り組んでいただきたいと思う。

○地域福祉課長　今おっしゃっていただいたように、大会の誘致であるとか、県内外からの利用のPRであるとか、そういったところを連携してやっていきたいと思う。

○清水委員　　願います。

○北川委員　　一般質問でも、子ども・子育て支援事業支援計画が見直されるということで、子供の貧困云々という言葉が大変薄いということを問いかけたところ、全国知事会が把握の仕組みをつくってほしい、全国統一の基準をつくってほしいと緊急提言しているという答弁があった。その中身をもう少し詳しくお聞きしたい。

○子ども家庭課長　子供の貧困については、委員も御存じかと思うが、最近、都道府県で独自に調査をして、率を出すということをしている県もある。ただ一方で、国が全国の数字として国民生活基礎調査をもとに出している、直近だと13%というような数字があるが、これの都道府県別データというのは、国から特に分析はされず公表されていないので、各都道府県は独自の考え方に基づいて今調査をしている状況である。今、知事会として要望しているのは、これから全国的な子供の貧困対策ということに、きちんと取り組んでいくのであれば、調査の仕方というところを統一して示してほしい、もし国のほうで既に持っているもので、都道府県単位で出せるものがあるのであれば出してほしいということをお願いしている。

○鈴木宏治委員　　去年の春に発覚した坂井市の子犬工場の件でお聞きしたいと思う。去年の春、大部分が犬だろうか、400頭繁殖させていた、餌をやるのは1日1回、狭いおりにぐちゃぐちゃになって飼育されていて、飼育員はたったの2人しかいなかったと、こんな報道であった。その後、検察が不起訴としたり、それがまたひっくり返ったりいろいろあったようなのだけれども、この議会でも何人かの委員さんが取り上げられていた。私は、その最新の状況をきちんとお聞きしたいと思う。報道をざっと見た限りでは、ことしの春の段階で160頭いるという報道があったのだが、それで正しいのかどうか。最新で今何匹ぐらいになっているのか、あと飼育員は何人ぐらいいるのかということをお願いする。

○医薬食品・衛生課長　　委員がおっしゃられたように、報道があったとおり最大で400頭近くの飼育があり、一時期は飼育員が2名であった。その後で県のほうも改善するよう指導をして、160頭、飼育員は4名体制ということになった。その後も継続的に監視、立入検査をしていて、直近の状況も何も変わってなくて、163頭とかその辺の数字を維持し、飼育員も4名いる。

○鈴木宏治委員 400頭から160頭まで減った240頭の犬たちの行き先が大丈夫なのかなというのが心配なのだけれども、例えば何頭がどこ、何頭がどこということをお聞きをされているのかどうか、お聞きをしたいと思う。

○医薬食品・衛生課長 この点も当時調査をして、ほかの県に譲渡されているところもあったのだが、その自治体のほうに、そこできちんと飼育されているのかということも確認して、問題ないという確認をとっている。

○鈴木宏治委員 議会の中で、深い議論がされていたのかもしれないけれども、ちょっと話を戻すが、そもそもは平成29年の段階で免許更新をされていたというふうに報道ではなっていた。平成29年の段階で免許更新しているのに、翌年の春に400頭いてぐちゃぐちゃな状態だったのだというのが非常に不思議というか、どういう状況で免許更新をしたのかなと思ったのだが、その免許更新のときに何頭いて飼育員がどれぐらいだったのか。そして、どういう理由で適正と判断したのかお示しいただきたい。

○医薬食品・衛生課長 更新ということではなく、平成29年度に法人として変わって新規で登録をしたということである。当時は250頭いて、飼育員は3名という状況である。ただ、1人の飼育員が何頭を飼えるとか、そういったルールはないので、そこが多いとか少ないのではないのかという判断はできなかったというところである。この間の6月に改正法が成立したので、国は今後、法改正を受けて政省令だとか、そういったところで細かい基準を示そうとしていると聞いている。

○鈴木宏治委員 先ほどの質問の後半の部分に対する回答が少し薄かったかなと思うのだが、当時なぜそれで適正と判断したのかということなのだが、少なくとも報道では、発覚したときはもうぐちゃぐちゃに入れられていて見るも無残な姿だったというふうにされているのだが、平成29年のときは、見た感じはそんなにひどくはなかったということでもいいのか。

○医薬食品・衛生課長 報道では相当虐待があったような過密な状態ということでは言われているけれども、法に照らして明らかな虐待と判断をするような、非常に痩せ細ったような犬がいるとか、ふん尿が堆積してすごい悪臭が漂っているとか、病気とかけがをしているのに何も手当てをしていないといったところは認められなかった。業として登録するのを否定するような材料にはちょっとならないということである。

○鈴木宏治委員 とりあえず理解はした。その上で、去年、動物管理指導センターが開設されて、犬・猫の保護とか去勢手術もしていると聞いたが、ほぼ1年たったが、現在どんな状況になっているのかお示しいただけたらと思う。

○医薬食品・衛生課長 昨年の4月22日に動物管理センターを開所して、同じく嶺南支所も開設したということで、実際には4月23日から業務を行っている。平成30年

度末までで、272名の方が動物管理センターに来所していただいて、犬・猫の譲渡会だとか、しつけ教室等に参加をいただいている。実際に保護とか引き取り、収容した犬・猫というのは408頭いたけれども、その期間の間に譲渡だとか返還をしたという実績が395頭ということで、実際に返還・譲渡できた率というのは96.8%である。このセンターの設置の目的である動物を保護し、それから助けられる命を助けるというところを、譲渡あるいは返還に力を入れて対応している状況である。また、飼い主の講習会だとか、あるいは譲渡をするための譲渡会を催したりもしている。それから、先ほど委員がおっしゃられた不妊去勢の手術といったものも、昨年の11月以降できるような体制を整えている。

○鈴木宏治委員　今395頭が譲渡されたり返還されたりしたということは、あと13頭はどうなったのか。

○医薬食品・衛生課長　この期間の間に入ってきた犬・猫と、あと返還・譲渡された犬・猫の数を今言っているんで、年度をまたぐ犬・猫もいるので、少し合計が合わないところがあるけれども、この間に、死亡した犬・猫というのは20頭いた。ただ、これはいずれも自然死で、負傷した犬・猫の保護というのをやっているんで、残念ながら回復しないとか、あるいは非常に若い、生まれたばかりの犬・猫を保護することがあり、それは発育不良といったような自然死で20頭亡くなっているが、以前やっていた薬殺といったものは一頭もない状態である。

○鈴木宏治委員　最後にもう一点、少し視点が変わるのだが、ことしの4月に福井市が中核市に移行したことによって、結構、健康福祉部関係のいろいろな業務が、福井市の部分は市に移管をされた。犬・猫のこれもそうなのだが、福井県内に割と大規模でやって、きちんと見ないといけないという動物取扱業者が3つあると聞いていて、三国と嶺南と、もう一つが福井市の美山にあるというふうに聞いている。そうすると、福井市にある業者は、県ではなくて福井市のほうで見るということで、非常に行政がやりにくくなったのではないかなと思っていて、犬・猫のことにこだわるわけではないのだが、その辺の連携というのは、当面3カ月ぐらいたって、うまくいっているものなのかどうかというのをお答えいただけたらと思う。

○医薬食品・衛生課長　委員がおっしゃるとおり、美山のほうは福井市の保健所の管轄になる。動物管理指導センターはできたけれども、動物取扱業に関しては健康福祉センターで事務を行い、動物の保護とか引き取り、あるいは譲渡といったところは動物管理指導センターで行うことになっていて、去年、県で動物取扱業の指導監督をしたところは、市の保健所に移ったところである。情報共有はしているのだけれども、直接の指導監督は福井市に移っているという状況である。

○健康福祉部長　動物管理については今のような状況だが、ほかの部分でも福井市に福井市域の仕事が移っているということがあり、私自身もきのうも福井市の福祉保健部長と直接話をしたりしている。何か問題があって話をしているというのではなく

て、こんな話があるよというような情報交換を常にしているし、困ったことについては双方で協議しながらやっているという状況である。中核市になって数カ月であるということで、これから先だんだんと福井市が一本立ちしていくというか、そういう協議も少なくなってくるかもしれないけれども、今は密接に連絡をとりながらやっているという状況にある。

○山本(芳)委員 県立病院について、よろしいだろうか。部長報告で、余剰となっている病床を1か所に集め、1病棟50床削減したと。そして、新たに循環器内科と心臓血管外科を集約した病棟の設置という病棟再編を行うという話があったが、本年からやられるのだろうか、計画・内容等があればおっしゃっていただきたいと思う。

○県立病院経営室長 スケジュールとしては、8月中に病棟の集約を行い、9月1日から1病棟少なくした新しい体制で運営していきたいと考えている。

○山本(芳)委員 患者数は、近年ふえているのか。

○県立病院経営室長 県立病院の新入院患者としては、昨年度は1万4,600人ほどののだが、ここ3年見ても常にふえている。ただ、委員も御存じだと思うが、内視鏡により行う手術であったり、入院日数が短くなってきていて、患者の実数はふえているのだけれども、ベッドの数は少し余りぎみになってきたということで、そこを少しシエイプするという趣旨である。

○山本(芳)委員 あわせて、陽子線がん治療センターの患者数の変化を伺いたい。

○県立病院経営室長 平成29年度は118名の患者さんただただけれども、平成30年度は164人までふえている。これは、平成30年4月に前立腺がんであるとか、主要部位幾つか保険適用になった影響だと考えている。ここ3年は180人を目標に運営しているけれども、ことし幸いながら昨年を上回るペースで、今、患者さんが伸びてきているので、ことし目標の180人に到達できるようにしっかり運営していきたいと思っている。

○笹岡委員 児童虐待防止強化のための児童福祉法の一部改正があって、来年の4月1日に施行ということになったけれども、親の体罰は違法だということをしっかり位置づけをしたということが大きいと思う。子供を虐待から守るためには、一つは親の改善というか啓蒙で、もう一つは、子供の救済なのだろうと思うが、親の体罰があっても、なかなか家族からは通報はしづらいということが、ここ最近の虐待死の例を見ても明確にわかってきた点だと思う。もちろん医療機関とか保育機関は当たり前だが、近所の目、地域住民からの通報というのが非常に大きい。やはりこれは味方にしていかないと、児童虐待死というのはなくならないと思うのだが、その辺の県としての県民とのネットワークづくりというのか、どのように考えているのか。

○子ども家庭課長 児童虐待に関する通報に関しては、あらゆる機関の方をお願い

をしている。いち早くという、189番をダイヤルしていただければ全国どこからでも児童相談所につながる。通報者のお名前は聞かないということで、年間を通して、特に11月には集中的なキャンペーンなどもしている。今、委員からも御指摘があった、もう御家族では難しい部分があるだろうということで、近所の方をお願いをされていて、傾向としては、例えば10年ほど前だと、1年間のうち御近所の方からの通報というのは、10件か20件ぐらいだったのだが、最近は年間100件ぐらい、全体の10%から15%ぐらいもあるようになった。いろいろな方が子供さんに気を配ってくださっていると思っ
ているし、引き続き、この啓発は続けていきたいと考えている。

○笹岡委員 たしか通報することは義務だと思うのだけれども、それも余り県民はよくわかっていない。権利だと思っている人がいるのである。通報しなければいけない、義務だということをもっと広めなければいけないし、情報源は秘匿するのだということもわかっていない。何か近所とのトラブルを恐れたり、あいつは密告屋だとか言われるのを嫌がってしないというのも多いと思うので、その辺、やはり普及というのをもっと力を入れてやってほしいのである。事あるごとにテレビでもラジオでも、もちろん印刷物でもやっていただきたいと思う。

それから、今度の改正で児童の安全確保を明文化するということが都道府県に義務づけられたけれども、これは今までは何もそういったものがなかったのかなと思うのだが、今後、具体的にどのように策定していくのか、ちょっと教えていただきたい。

○子ども家庭課長 今、委員がおっしゃっているのは、児童相談所が、児童の安全確保をすることが今回の法律に明文化されたということかと思う。もちろん今までも児童相談所は児童の安全確保を第一に実務的には行っていたが、改めて法律のほうで明記をしたという形になっている。

○笹岡委員 それから都道府県の義務として、一時保護の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員とを分けるということで、おのずと職員の増員あるいは配置の問題も出てくるかと思う。これについては、先ほどの部長報告で計画的に増員することだが、今後のことはどのように考えているか。

○子ども家庭課長 児童相談所の増員については、国の基準に基づいて、令和4年度、2022年度までに児童福祉司と児童心理司の増員を進めている。今現在、児童福祉司が22名、児童心理司が11名いるが、これを2022年までに児童福祉司は30名まで、児童心理司は14名まで増員する計画である。

○笹岡委員 同様に、県は弁護士を配置しなければいけないとか、医師とか保健師の配置なども義務づけされているのだが、これについてはどのように考えているか。

○子ども家庭課長 まず、医師と保健師であるが、今までは医師または保健師を配置というものが、今度は医師及び保健師という形になった。現在も医師については嘱託の医師がいて、定期的に子供さんの健康診断だとか診察を行っていただいている。

保健師の配置も義務づけられたということで、今後は各児童相談所に県の職員である保健師を2022年までには配置したいと考えている。また、弁護士については、今どういう形で配置するかというところは、法律上も必ずしも常勤という形ではなくて、今も両児童相談所とも顧問の弁護士というか、相談できる弁護士と契約を結んでいて、随時相談できる体制というのは整えているところである。

○笹岡委員 大体わかった。それから、中核市ではこれから児童相談所を置けるということになった。福井県では福井市が中核市になったけれども、福井市が児童相談所を持つといった動きはあるのか。

○子ども家庭課長 今回の改正で初めて入ったものである。これも5年後までに、国がさらに具体的な方針を示すということになっていて、中核市に義務づけることが果たして中核市の実力からいって大丈夫かということが、自治体からいろいろな問題意識というか、不安の声もあったので、国や県がどういう支援をしていけば中核市にも設置が進むかということ、今後5年間かけて考えていくというふうになっている。今、福井市で具体的な計画があるということは聞いていない。

○笹岡委員 午前中、現在でも保育士はあと200名ほど欲しいというお話があった。それで、2歳児未満はお父さん、お母さんと一緒に過ごすのが理想だという話も出たけれども、一方で、人口減少対策においては、お父さん、お母さんにとっては、0歳から2歳児で入ったところに負担がいきなりかかるというのは、やはり大きい障害になると思うのである。そこを可能性として、無償化に向けていくということが私は必要なのかなということで、一般質問ではそのような指摘をさせていただいた。知事もそれについては拡大をしたいというふうに同意をさせていただいたけれども、保育士の数とか、保育施設の数不足する部分、受け皿の問題があるのだというようなことをおっしゃった。では本県で実際に、例えば0歳児から2歳児までの無償化をした場合、保育士さんとか保育施設がどれだけ不足するのか、どんな予想が立つのか。

○子ども家庭課長 今、例えば0～2歳のお子さんに対する保育料を全く無償にした場合どれぐらいのところをシミュレーションした具体的なデータはないのだけれども、今現在、本県の状況でいうと、0歳のお子さんで13%、1歳のお子さんが62%、それから2歳のお子さんが80%が、4月現在で保育所に入っている状況である。1・2歳児になるとかなりの方が入っている。仮に無償化になった場合に、預けられる方が5%ずつふえたというふうに考えると、保育所に入られるお子さんが900人近くふえるかなと考えられる。そうすると、年齢によって少し保育士さんの配置基準も違うが、そのお子さんを保育所で受け入れるためには、さらに200人程度の保育士が必要になるのではないかと考えられるところである。

○笹岡委員 そうすると、0歳から2歳まで無償化しても、やはり200人は必要になってくるということなのだろうと思うけれども、そのために今回保育人材センターを設置するというふうな対策に至ったのだろうとお見受けする。ここは保育士に特化

したハローワークと、そして相談機能を持つとさっき御説明されていたけれども、やはり保育士不足の最も大きな要因というのは、保育士の報酬が低過ぎるところにあると思うのである。だから、相談とかあっせんはしても、これだけでは十分にふえないのではないかなど、効果が出てくるのかなど心配をしているのだけれども、その辺はどう考えているのか。

○子ども家庭課長　今、委員から御指摘があったように、保育士さんが職場を離れる、または一回離れるとなかなか再就職しないという原因の一つは、やはりお給料がある。ここの部分は国のほうも、最近、全国的に待機児童もかなり出ているという状況もあって、国の定める公定価格、保育に係る標準的な価格を毎年見直して、ベースアップもしていて、それを必ず保育料に反映するようにということを県も監査の中で指導している。毎年徐々にではあるけれども、保育士のお給料は上がってきている状況ではある。ただ、まだ他産業に比べると何万円も見劣りするという現状なので、引き続き、国に対しても、さらに保育料の基本的な部分というのをもっと上げてほしいという要求をするとともに、ベースアップの対象になるキャリアアップのための研修体制というところは、県の責任で今強化をさせていただいている。また、保育士の皆さんに伺うと、お給料ももちろんなのだが、やはり人手不足感というか、現場で非常に仕事が多い、また職場内でなかなか休みがとれないということをお聞きする。そのあたりは少しでも改善をということで、ことし当初予算で、少しでも保育士さんの雑務を助けてくださるような保育補助者の支援を要求させていただいた。少しでも保育士さんの環境がよくなることについては、センターのほうで相談を受けることによって、いろいろな情報も集まると思うので、行政でできることだとか、保育所の経営者側の方にも頑張ってくださいることが必要なことが出てくれば、フィードバックするようなことも今後また考えていきたいと考えている。

○笹岡委員　恐らくそういったことが主になって出てくると思うが、ぜひ保育人材センターで出てきた相談の内容、生の声というのを県議会にも御報告させていただいて、私たちもともに国に対して、やはり言うべきことは言っていけないといけないなと思っているので、よろしく願います。

それから、10月からの幼保無償化で、認可外施設も5年間は経過措置として対象として認められるということになった。私はここがちょっと心配な部分で、園児の死亡事故の大半は認可外施設で発生しているのである。人材の面、資格的な面、それから環境、園庭とかそういった施設の面を含めた保育の質の低下というのが、非常に懸念されると思うのだが、国から県に対して認可外施設の年1回以上の立入調査というのは求められていると思うけれども、現在の実施状況はどうなっているか。

○子ども家庭課長　本県の認可外施設での検査の実施状況であるが、認可外施設にも何種類かあるのだが、一般的に日中お預けしている施設、ベビーホテルという言い方をするのだが、そちらに関しては毎年1回、100%入らせていただいている。それから、事業所内の保育施設に関しては、届け出は毎年いただいているが、毎年必ずしも入っているわけではないので、このあたりは、今後状況を見ながら考えていきたいと

考えている。

○笹岡委員 最後にするけれども、保育園での給食費である。今までは保育料に含めて自治体が徴収していた。10月からは、これが分離されて有料になる。本県では、今回は予算にも上がっているけれども、すすすく保育支援事業を拡大して第3子以降の給食費が無償となる。しかしながら、その範囲以外の園児は新たに有料となるわけであるが、3歳から5歳はみんな無償になると思っている保護者は多いと思う。私の周りもそうで、えーと言っていた。これは相当誤解があるし、実際10月になると混乱が起きて現場が大変になるのではないかという危惧があるのだが、その辺はどう考えていらっしゃるのか。

○子ども家庭課長 今回の給食費、副食費が外に出るという部分だが、幼稚園の方はもう既に給食費を払っている。同じ3歳から5歳のお子さんに関する食費の扱いを、幼稚園と保育園機能で分けるのではなく統一しようということで、今回、幼稚園のほうに合わせて、保育所に通われるお子さんに関しても給食費が外出しをされる。無償化でそのお子さんたちに関して、細かいのだが主食、御飯の部分に関しては御本人さん負担という形になっていて、これは園によってお金を集めたり、実際にお米を持ってきていただいたり、御飯だけ持ってきていただくという形で対応されていると聞いている。10月からは、おかずの分も親御さんの負担になる。ただ、今保育料をお支払いいただいている金額よりは少ない金額にはなるかと思う。保育料を3万円とかお支払いになっている方は、ゼロにはならないかもしれないが、国は給食費を標準4,500円ぐらいではないかと言っており、それぐらいの負担になるというところになる。ただ、委員も御指摘のとおり、無償化されるということの広報が入っているので、実際どういう方のどういう費用が無償化になって、どういう費用が対象外、実費負担の分があるという部分は、まさに今市町と協力をして保護者の方への説明するためのリーフレットをお配りするだとか、説明会を開くというようなことを始めているところである。市町と協力して、そこは皆さんにきちんと説明をさせていただきたいと思う。

○笹岡委員 とにかく市町と連携して、その辺は十分に時間があるので説明を尽くしていただきたいと思う。とにかく最近保育施設の中であるとか、あるいは散歩中であるとか、非常に悲しい子どもたちの事故が相次いでいて私も心を痛めているのだけれども、そういった中で新たな混乱とか、あるいは保育の質の低下がないようにしっかりと対応していただきたいと思う。

最後に、部長からのコメントをよろしく願います。

○健康福祉部長 いろいろと児童福祉に関して御質問を頂戴して、御提言をいただく中で我々も気づくところもあるので、ぜひこれからもいろいろと御提言いただきたいと思う。児童相談所については、実は私も児童相談所のケースワーカーをやっていたこともあるのだが、親に当たる人と子供に当たる人を分離するというのは、物すごくドライな対応になる。今まではどちらかというと比較的ウェットな対応であったと思うのだけれども、それがいいというふうに判断されたので、人員の増強によって、間

もなく福井県でもそういうことが対応できるようになると思うので、しっかりやっていきたいと思う。

それから、保育所についても、今、無償化での誤解が生じてはいけない、そこをまずしっかりお知らせしていくということと、我々は今回の予算でも御提案させていただいているが、保護者の方に新たな副食費の負担というのは、もちろんあるわけだけれども、今までは無償であったところまで負担させてはいけないということで、そういう事業を組ませていただいた。市町からもいろいろなアドバイスというか、現場の声をいただいているので、我々もしっかり現場へ出て声を伺っていく中で、これからも対処していきたいと思う。

○笹岡委員　　よろしく願います。

○宮本委員長　　ほかにはないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本委員長　　ないようであるので、所管事務の調査はこれにて終結する。

では、これより請願の審査に入る。今回付託を受けた請願1件の審査に入る。

請願第1号　日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願を議題とする。

本件に対し、各委員より御発言を願う。

○大森委員　　不採択で願います。核兵器のない世界の実現に向けた関係国との交渉等は国が一元的に行うものだと考える。

○宮本委員長　　ほかにはないか。

○北川委員　　民主・みらいだけれども、今、大森委員のおっしゃることもよくわかる。ただ、賛同が120云々、批准が40、そのいろいろな要素を見てみると、なかなか踏ん切りがつかないという国々もたくさんある状況なので、継続審査をお願いしたいと思う。

○宮本委員長　　ほかにはないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本委員長　　ないようであるので、本件に対する質疑、討論は終結する。

本件については、継続審査を求める意見があるので、まず継続審査についてお諮りする。

本件を継続審査とすることに賛成の方は挙手願う。

〔賛成者挙手〕

- 宮本委員長 賛成少数である。
よって、本件を継続審査とすることは否決された。
それでは、採決に入る。
本件を採択と決定することに賛成する方は挙手願う。

〔賛成者挙手〕

- 宮本委員長(分科会長) 賛成なしである。
よって、本件は不採択と決定する。
以上で、請願の審査を終了する。
以上で、健康福祉部関係の審査を終わる。
理事者には退席願う。委員は、理事者退席までしばらくお待ちいただきたい。

〔理事者退席〕

- 宮本委員長 次に、委員会の閉会中継続審査の申し出について議題とする。
お手元の資料、閉会中の継続審査事件の申し出一覧(案)をごらん願う。
閉会中に緊急に審査を要する案件が発生した場合に、随時、委員会を開催できるよう、議長に対し、来年の6月定例会まで閉会中の継続審査の申し出をするものである。
なお、福井県の部制に関する条例の改正等に伴い、部局等の分掌事務に変更があった場合は、これに対応できるよう、ただし書きを付記している。
それでは、会議規則第74条の規定により、資料のとおり、閉会中の継続審査の申し出をしたいと存じるが、これに異議はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 宮本委員長 異議なしと認める。よって、そのように決定した。
これで、今回付託を受けた案件の審査は全て終了した。
本日の予算決算特別委員会の分科会の審査について、総括審査での慎重審査を求め
るなど、特に理事会に報告すべき事項はあったらどうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 宮本委員長 それでは、特になしと報告させていただく。

-
- 宮本委員長(分科会長) 厚生常任委員会委員長報告及び予算決算特別委員会厚生分科会報告については、私に御一任を願うとともに、厚生常任委員会及び予算決算特別委員会厚生分科会の記録の作成についても、私に御一任を願う。
以上で、厚生常任委員会及び予算決算特別委員会厚生分科会を閉会する。

～以 上～

厚生常任委員会 委員長
予算特別委員会厚生分科会 分科会長
宮本 俊